

グリーンボンド・ フレームワーク 2023 年版

2023 年 11 月



CRÉDIT AGRICOLE



目次

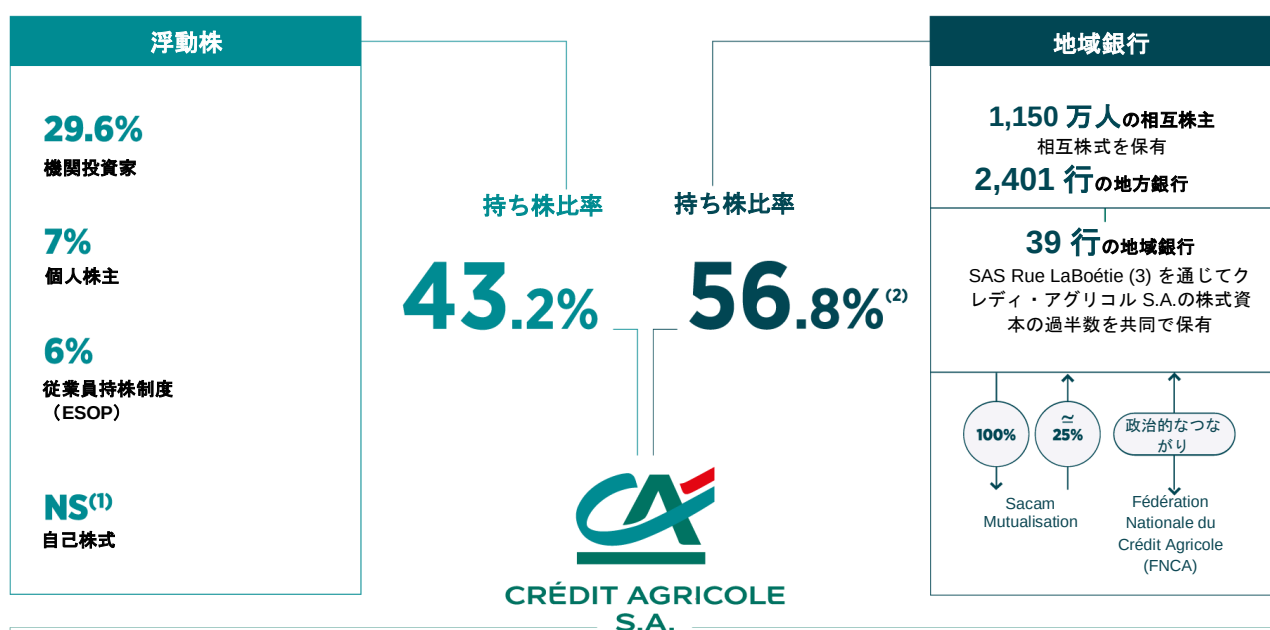
I. クレディ・アグリコル・グループについて.....	2
A. 概要	2
B. ランキングと主要データ	3
II. クレディ・アグリコル・グループの持続可能性へのコミットメント.....	4
A. 2022 年および 2025 年の野心的目標、持続可能性に向けた包括的かつ挑戦的な行動計画	4
B. 社会プロジェクトの一部としてクレディ・アグリコル気候戦略を重点化	4
C. クレディ・アグリコル・グループのネット・ゼロへのコミットメント	6
III. クレディ・アグリコル・グループのグリーンボンド・フレームワークの更新理由	6
IV. クレディ・アグリコルのグリーンボンド・フレームワーク	7
A. 調達資金の使途	7
B. プロジェクトの選定と評価のプロセス	20
C. 調達資金の管理	20
D. 報告	21
V. 外部検証.....	23
A. セカンドパーティ・オピニオン	23
B. 外部監査.....	23
VI. 付属資料.....	24
A. 居住用不動産適格資産に関する付属資料.....	24
B. 国連の持続可能な開発目標への貢献	26
C. 関連する実質的貢献基準 (EU タクソノミー附則 I)	27
D. 原子力エネルギーの適格活動および基準 (EU タクソノミーの補完委任法令)	53
E. 参照された関連する実質的貢献基準 (委任法令-循環経済への移行)	58
F. ESG ガバナンスの概要	2
G. 議論的となる事業活動の除外リスト (NAF コードに基づく)	60
H. 長期的なコミットメント.....	61

I. クレディ・アグリコ ル・グループ	II. クレディ・アグリコ ル・グループの持続可能性へのコ ミットメント	III. クレディ・アグリコ ル・グループのグリーン ボンド・フレームワーク	IV. クレディ・アグリコ ルのグリーンボンド・フ レームワーク	V. 外部検証	VI. 付属資料
------------------------	--	--	--	---------	----------

I. クレディ・アグリコル・グループについて

A. 概要¹

クレディ・アグリコル・グループ（以下「クレディ・アグリコル」、「当行」、または「当グループ」）には、クレディ・アグリコル SA のほか、すべての地域銀行、地方銀行、およびその子会社が含まれます²（詳細は下図をご参照ください）。当グループは、120 年以上にわたり、顧客重視、アカウンタビリティ、地域社会支援という永続的な価値観を特徴として、世界各国の 5,300 万人のお客様にサービスを提供しています。145,000 人の従業員の協力のもと、お客さまと強固なパートナーシップを築いています。当グループは、協調的、相互主義的なルーツと歴史に基づき、地域の回復力、融資対象プロジェクトの持続可能性、顧客にとっての長期的な有用性、創出された価値の共有に投資する主要な投資企業であり、特に連帯に重点を置いています。

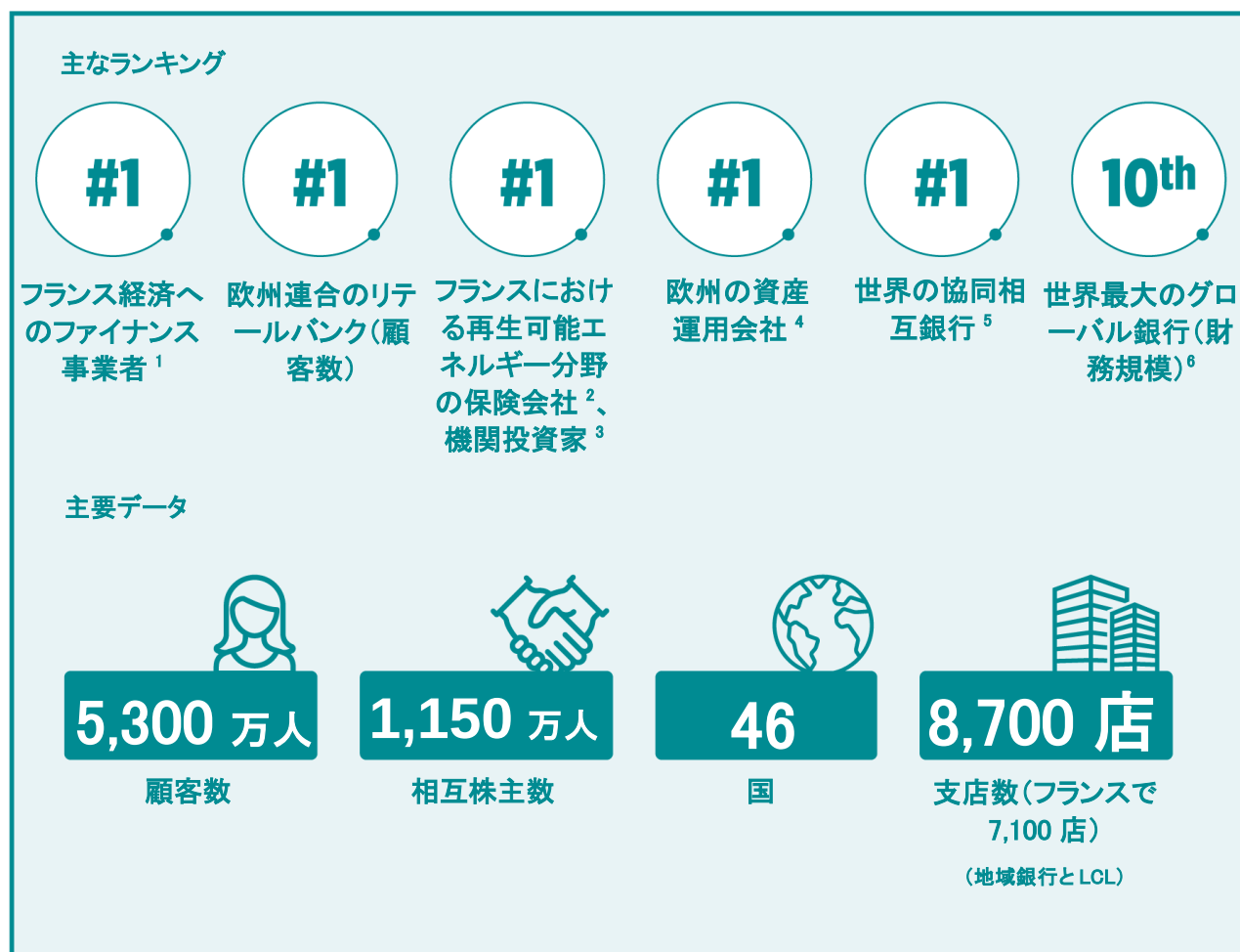


(1) 少数：自己株式 0.6%。2023 年に消却予定の 2022 年の自社株買いを含む。16,658,366 株の消却後、自己株式は少数になり、SAS Rue de laBoétie の持ち株比率が約 57% になる。
(2) クレディ・アグリコル S.A. が 99.9% を所有するコルシカ地域銀行は、SACAM Mutualization の株主である。
(3) 2023 年上半期末までに 10 億ユーロを上限としてクレディ・アグリコル S.A. 株を市場で買い取るという、SAS Rue LaBoétie が 2022 年 11 月に公表した情報を除く。
(4) 2022 年 12 月にクレディ・デュ・モロッコを処分。

1 2022 年末現在。
2 当グループの詳細は[こちら](#)。

I. クレディ・アグリコ ル・グループ	II. クレディ・アグリコ ル・グループの持続可能性へのコ ミットメント	III. クレディ・アグリコ ル・グループのグリーン ボンド・フレームワーク	IV. クレディ・アグリコ ルのグリーンボンド・フ レームワーク	V. 外部検証	VI. 付属資料
------------------------	--	--	--	---------	----------

B. ランキングと主要データ



_____¹ 内部ソース: ECO 2022

² L'Argus de l'Assurance 2022 (収益)

³ CA Assurances, 2022 年末: CAA 投資による 11.8GW の再生可能エネルギー設備の設置

⁴ IPE (Investment & Pensions Europe) 2022 Asset Management Guide

⁵ World Cooperative Monitor, 2021 年 11 月 (収益)

⁶ The Banker, 2022 年

クレディ・アグリコル・グループ	クレディ・アグリコル・グループコミットメント	III. クレディ・アグリコル・グリーンボンド・フレームワーク	IV. クレディ・アグリコルのグリーンボンド・フレームワーク	V. 外部検証	VI. 付属資料
-----------------	------------------------	---------------------------------	--------------------------------	---------	----------

II. クレディ・アグリコル・グループの持続可能性へのコミットメント

企業の社会的責任は、クレディ・アグリコルの優先課題の1つであり、当行の本質と戦略に深く根ざしながら、すべての事業分野において中心的な役割を果たしています。

A. 2022 年および 2025 年の野心的目標、持続可能性に向けた包括的かつ挑戦的な行動計画

クレディ・アグリコルの持続可能性への取り組みは、2019 年に採用された「顧客と社会のために日々行動する」という当グループの「Raison d'Être (存在意義)」に大きく依拠しています。2019 年には、中期計画「Strategic Ambitions 2022¹」の策定に伴い、持続可能性の重要性が再認識され、当グループにとって重要な 1 年となりました。その重要性は、最新の戦略計画「Ambitions 2025²」でさらに強まりました。

当グループの社会プロジェクトは、2つの主要プロジェクトに基づいています。顧客プロジェクトは、優れた顧客関係に重点を置き、個人、起業家、企業から選ばれる銀行を目指します。これは、チームに権限を与え、さらに大きな信頼を置くことを土台とする人材中心のプロジェクトと密接に連携しています。

B. 社会プロジェクトの一部としてクレディ・アグリコル気候戦略を重点化

クレディ・アグリコルの社会プロジェクトは、インクルーシブな開発へのグループのコミットメントを追求すること、そして持続可能な金融を成長の主な原動力にすることという2つの主要目標を柱として構成されています。

「気候変動および低炭素経済への移行に向けた行動」¹⁰のコミットメントに分割される3本柱の行動計画
(以下の図を参照)



当行自身のフットプリント、投融资ポートフォリオにおいて2050年までにカーボンニュートラルを達成する

当グループは、2050年までのカーボンニュートラル(ネットゼロ)の達成(詳細はセクションII C)に貢献するため、すべての事業部門がビジネス・ネットゼロ・アライアンス(詳細は次のセクション)に加盟しています。これに伴い、貸出・投資ポートフォリオの運用上および帰属可能な排出量を2050年までにネットゼロにする方針に合わせています。



全顧客に対し、エネルギー転換の助言と支援を行う

クレディ・アグリコルは銀行として、よりクリーンなエネルギー構成に積極的に取り組むよう顧客に助言することに深く関わっています。

特に、誰もがエネルギー転換を利用できるようにすること、そして再生可能エネルギーへの転換を加速することを目的として、2022年には新たなグループ事業ライン「Transitions & Energy」を立ち上げました。



企業・農家向けファイナンス全ての分析に財務外パフォーマンス基準を組み込む

クレディ・アグリコルは、そのモデルにおける財務外パフォーマンス分析をさらに発展させることを目指しています。財務指標のほかに財務外指標を組み込むことで、経済効率の分析に社会効率性を付加しています。

¹ <https://www.Crédit-agricole.com/en/responsible-and-committed/our-csr-strategy-be-an-actor-of-a-sustainable-society>.

² <https://www.Crédit-agricole.com/en/group/group-project-and-ambitions-2022/2025-mtp/Crédit-agricole-s.a.-s-ambitions-for-2025>.

2050 年までに世界の
排出量ネットゼロ
に貢献

当行のクリーンなフット
プリント、投融資ポ
ートフォリオ

1

個人顧客と企業の
100%をサポート

個人顧客には住居と移動手段
の改善、ビジネスにはエネルギ
ー転換サービスと助言・支援を
提供する

2

企業、専門家、農家
向けファイナンスの
100%に ESG 分析を統
合

3

どの顧客も排除しない商品・
サービスの提案

社会的・デジタル的な包摂を促
進し、経済的・社会的発展に対
応

4

弱体化した地域の活
性化に貢献

雇用、結束、デジタルアク
セス、商品、サービスを支
援

5

食料主権の強化に貢献

新世代の畜産業者の立ち
上げを支援する

10

フランス農業の炭素
クレジット取引プラッ
トフォームを構築

フランスの農業が気候変
動対策に十分に貢献でき
るようにする

9

専用ファンドの立
ち上げ

競争力のある持続可能
な農産物システムを促
進する畜産技術の開発
を支援する

8

クレディ・アグリコルの全事
業体で社会的混合性と多様
性を強化

7

若年層の投入を促進

雇用と訓練: 2025 年ま
でに 5 万人のトレーナ
ーを養成する。保証基
金を設立する

6

結束と社会的包摂を
強化する



10 のコミットメント

農業および農産物の
移行を成功させる

気候変動と
低炭素経済への移行

クレディ・アグリコ ル・グループ	クレディ・アグリコ ル・グループコミットメント	III. クレディ・アグリコ ル・グループのグリーン ボンド・フレームワーク	IV. クレディ・アグリコ ルのグリーンボンド・フ レームワーク	V. 外部検証	VI. 付属資料
---------------------	----------------------------	--	--	---------	----------

C. クレディ・アグリコル・グループのネットゼロへのコミットメント¹

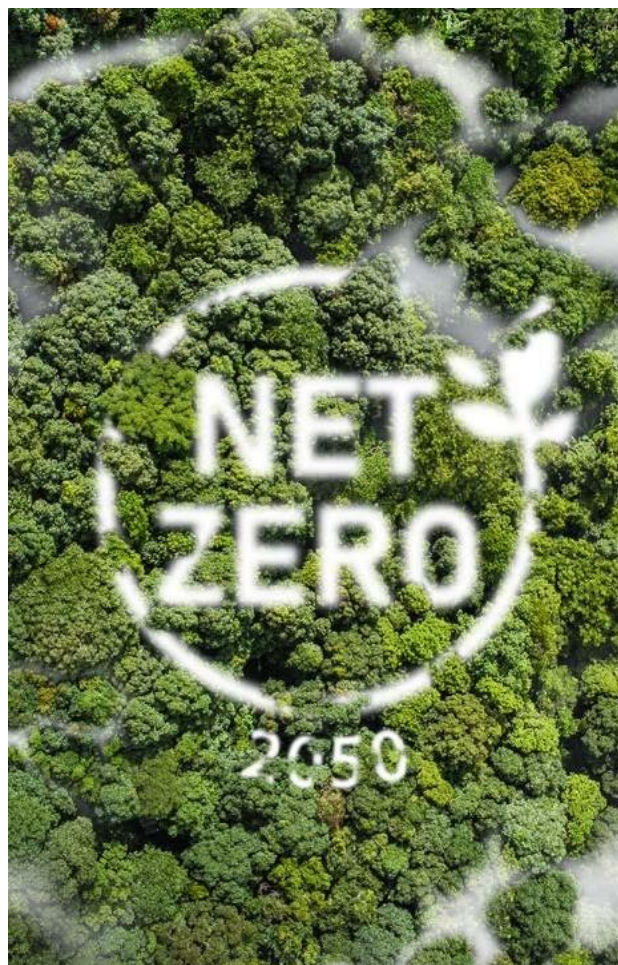
当グループは、2003 年の赤道原則、2008 年の気候原則、責任銀行原則に署名した後、2019 年からは国連による気候行動への共同コミットメントに参加し、地球温暖化への対応に長年取り組んできました。当グループは、グリーンファイナンスを社会プロジェクトの一部に組み込んでいます。

2021 年には、当グループ、Amundi、Crédit Agricole Assurance はそれぞれ、国連環境計画・金融イニシアティブ(UNEPFI)の「ネットゼロ・バンキング・アライアンス(Net Zero Banking Alliance)」、「Net Zero Asset Managers」、「Net Zero Insurance Alliance Initiative」に加盟しました。このように、当グループは、社会プロジェクトに沿って、国連の持続可能な開発目標に向けた気候戦略の貢献と、クライメート・トランジションにおける主要企業になるという方針を打ち出しています。

気候変動に対応するための当グループの行動と戦略は、2050 年までに世界のカーボンニュートラルに貢献するというコミットメントに沿ったものです。

この野心的な方針を達成するために、当グループは以下の 3 つの主要な柱を設定しました(詳細は後のセクションを参照)。

- (1) 必要かつ包括的な移行をどのように運用するかに重点を置いて、すべてのお客様に対する**対話とサポートを強化**する。
- (2) 本フレームワークに基づき、再生可能エネルギーやその他の適格なグリーン活動に**大規模な投資**を行う。
- (3) 化石燃料から**段階的に脱却**する。



III. クレディ・アグリコル・グループのグリーンボンド・フレームワークの更新理由

クレディ・アグリコル・グループは、10 年以上にわたり、グリーンボンド市場を含む持続可能な金融のパイオニアであり、リーダーであり続けています。特筆すべき点は、2013 年にアグリコル CIB がグリーンボンドの発行を開始したこと、クレディ・アグリコル S.A. が 2018 年に最初のグリーンボンド発行、その後に 2 回目のグリーンボンド発行を成功させたこと、2019 年に Credit Agricole Home Loan SFH が初のグリーン・カバードボンドを発行したことです。2021 年 3 月には、クレディ・アグリコル・イタリアが他のグループ会社とともにイタリアで初めてグリーン・カバードボンドを発行したのに続き、2021 年 9 月にはクレディ・アグリコル・ネクストバンクがグリーン・カバードボンドを発行しました。

クレディ・アグリコルのグリーンボンド・フレームワーク(以下「グリーンボンド・フレームワーク」または「本フレームワーク」)の更新は、持続可能な金融エコシステムの急速な発展により促されたものです。2018 年版のフレームワークの設定以降、規制が変化しているため、当行はそのような変化をフレームワークに組み込んでいくことを目指しています。また、最新の市場慣行に従った更新後の本フレームワークにより、クレディ・アグリコルの投資家が、高基準のグリーンボンドに投資することで、より環境に配慮した経済に向けた戦略に関与することも可能になります。

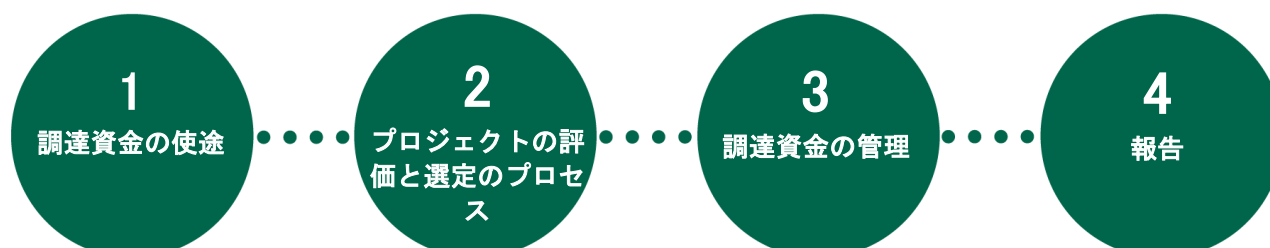
最後に、クレディ・アグリコルは、グリーンボンド・フレームワークの更新を通じて、持続可能な金融市場へのコミットメントを強化し、さらに透明性を高めることを目指しています。

¹ 「気候のための行動、2025 年までのカーボンニュートラルへの貢献」の指針

クレディ・アグリコ ル・グループ	クレディ・アグリコル・グル ープコミットメント	III. クレディ・アグリコル・グリーン ボンド・フレームワーク	IV. クレディ・アグリコ ルのグリーンボンド・フ レームワーク	V. 外部検証	VI. 付属資料
---------------------	----------------------------	-------------------------------------	--	---------	----------

IV. クレディ・アグリコルのグリーンボンド・フレームワーク

クレディ・アグリコルのグリーンボンド・フレームワークは、国際資本市場協会 (ICMA) の 2021 年版グリーンボンド原則 (GBP¹) に沿ったものであり、以下の 4 つの中核的な構成要素に従っています。



本グリーンボンド・フレームワークは、クレディ・アグリコルの全事業体が、公的または私的な募集、機関投資家と個人投資家の両方に販売されるシニア非優先債券、シニア優先無担保債券および担保付き債券 (カバードボンド、ABS、RMBS など) を含む様々な形式でグリーンボンドを発行するための参考資料となります。

本フレームワークは、グリーン・レポ取引、グリーン預金、グリーン資産担保コマーシャルペーパー (ABCP) の発行、その他の資本市場商品にも関連します。ただし、「Livret Engagé Sociétaire」は対象となりません。

A. 調達資金の使途

各クレディ・アグリコル・グリーンボンドの調達資金に相当する金額は、本セクションに定義されている適格基準を満たす適格資産の資金調達ローン、あるいはそのような適格資産への投資のためのファイナンスや借り換えに一部または全額が充てられます。適格資産の区分別の配分比率は、できる限り速やかに、遅くとも特定の発行日に対応する当該のグリーンボンドの配分・影響報告書で投資家に通知されます²。

グリーンボンド・フレームワークの適格資産

クレディ・アグリコルは、本フレームワークに基づく融資対象のプロジェクトまたは資産について文書化することを目的としています。本フレームワークで設定される適格基準に従い、1 つ以上の適格活動の運営による収益が 90% 以上を占めることが証明される場合にも、企業への融資を適格とすることがあります。さらに、その企業の残り 10% の収益が、本フレームワークの下で除外された活動によるものではないことを条件とします³。

活動は、以下の 2 通りの基準に従って適格とみなされる可能性があります。

- ・ 持続可能な投資促進のためのフレームワークの確立に関する 2020 年 6 月 18 日の「欧州議会・理事会 EU タクソノミー規制 (EU) 2020/852」に基づく適格経済活動の「実質的貢献基準⁴」、ならびに関連するタクソノミー委任法令 (以下「委任法令」)。それぞれ、修正、補足、または更新されることがあります (以下「EU タクソノミー」)⁵。
- ・ セクターの市場慣行に基づくクレディ・アグリコルの社内基準。

クレディ・アグリコルの社内適格基準は、当該の活動に関して、EU タクソノミーが完全には利用可能でない場合、現行の市場慣行や入手可能なデータと照らして実用的でない場合、あるいは活動が EU タクソノミー以前から存続している場合に適用されます。クレディ・アグリコルでは、当グループが融資対象とするプロジェクト・活動の範囲や、当グループの多様な事業拠点を考慮し、妥当かつ可能である限り、最善の努力に基づき、時間をかけて本フレームワークを EU タクソノミーに合わせて調整するよう努めます⁶。

¹ グリーンボンド原則、2021 年 6 月 (2022 年 6 月の付属資料)

² なお、配分・影響報告書は 6 月 30 日時点の適格ポートフォリオについて毎年公表される。この報告書には、この期限前に発行されたすべての債券が含まれる。

³ 付属資料 G を参照のこと。

⁴ 持続可能な投資促進のためのフレームワークの確立に関する 2020 年 6 月 18 日の欧州議会・理事会の「規制 (EU) 2020/852」の第 3 条 a 項の規定に従う。

⁵ ただし、クレディ・アグリコルは、EU タクソノミーとの完全な整合性を確約するものではない。

⁶ 詳細は、本フレームワークの最初のセクションを参照。

クレディ・アグリコ ル・グループ	クレディ・アグリコ ル・グループ コミットメント	III. クレディ・アグリコ ルのグリーン ボンド・フレームワーク	IV. クレディ・アグリコ ルのグリーンボンド・フ レームワーク	V. 外部検証	VI. 付属資料
---------------------	--------------------------------	---	--	---------	----------

特に、グリーンボンド発行による調達資金は、クレディ・アグリコルのグリーンボンド・フレームワークに従い、以下の「適格活動」に充てられます。

- 以下の活動に関する**特定の適格基準の適用**：



原子力エネルギーは、EU タクソノミーの技術的スクリーニング基準（付属資料 D を参照）に適合する場合に適格とされます。原子力エネルギーの調達資金は、グローバル・グリーン・ポートフォリオ（以下で定義する）には含まれませんが、クレディ・アグリコル CIB は、原子力の調達資金を特定のグリーンノートに含める権利を留保します。なお、原子力の調達資金は、それが含まれる取引の「調達資金の使途」リストで明示的に開示されます。この開示は、遅くとも執行時までに行われます。

- また、EU タクソノミーの委任法令¹（その最新動向を含む）の実質的貢献基準に沿った**その他の区分および活動**は、該当する場合、かつクレディ・アグリコルが妥当だと判断した場合に適格とされます。

付属資料 G の除外リストに示されている活動は、適格資産プールから除外されます（以下「除外リスト」）。特に、化石燃料（石炭、石油、ガスなど）の探査、採掘、採取、生産、加工、貯蔵、精製、流通に関連する活動や、発電を目的とする化石燃料の消費に関連する活動は、本フレームワークでは除外されます。

¹ 持続可能な活動のための EU タクソノミー（europa.eu）。なお、プロジェクトが適格であるためには、案件のオリジネーション時（場合によって債券発行またはローンのオリジネーション）に採用された EU タクソノミー基準のバージョンと整合している必要がある。

クレディ・アグリコ ル・グループ	クレディ・アグリコル・グル ープコミットメント	III. クレディ・アグリコル・グリーン ボンド・フレームワーク	IV. クレディ・アグリコ ルのグリーンボンド・フ レームワーク	V. 外部検証	VI. 付属資料
---------------------	----------------------------	-------------------------------------	--	---------	----------

再生可能エネルギーの生成

環境便益:気候変動緩和と主な目的：温室効果ガス排出削減



この区分に該当する EU タクソノミーの活動⁶

- 3.2 水素の製造・使用のための装置の製造
- 3.10 水素の製造
- 41 太陽光発電
- 4.2 集光型太陽光発電（CSP）技術による発電
- 4.3 風力発電
- 4.4 海洋エネルギー技術による発電
- 4.5 水力発電
- 4.6 地熱発電
- 4.8 バイオエネルギー発電
- 4.13 輸送用のバイオガスとバイオ燃料の製造およびバイオリキッドの製造
- 5.6 下水汚泥の嫌気性消化
- 5.7 バイオ廃棄物の嫌気性消化

適格基準¹



- EU タクソノミーの活動 4.1 または 4.2 の「実質的貢献基準（SCC）」に準拠する**太陽光エネルギー（太陽光発電、CSP）**²
- EU タクソノミーの活動 4.3 の SCC に準拠する**風力**
- EU タクソノミーの活動 4.4 の SCC に準拠する**海洋エネルギー技術**
- EU タクソノミーの活動 4.6 の SCC に準拠する**地熱エネルギー**
- EU タクソノミーの活動 4.5 の SCC に準拠する**水力エネルギー**³
- EU タクソノミーの活動 4.8 の SCC に準拠する**バイオマス、バイオガス、またはバイオリキッドのみからのバイオエネルギー（メタン化）**⁴
- EU タクソノミーの活動 5.6 の SCC に準拠する**下水汚泥の嫌気性消化（メタン化）**
- EU タクソノミーの活動 5.7 の SCC に準拠する**バイオ廃棄物の嫌気性消化（メタン化）**
- EU タクソノミーの活動 4.13 の SCC に準拠する**輸送用のバイオガスとバイオ燃料の製造、輸送用のバイオリキッドの製造、およびバイオリキッドの製造**
- 以下の基準のいずれかを満たす**水素および水素ベースの合成燃料の製造**
 - EU タクソノミーの活動 3.10 の SCC に従い、ライフサイクル GHG 排出量が、化石燃料の比較基準である「94g CO₂e/MJ」と比べ、水素では 73.4%（ライフサイクル GHG 排出量が 3tCO₂e/tH₂ 未満となる）、水素ベース合成燃料では 70%というライフサイクル GHG 排出削減要件を満たしている。
 - 製造された水素が CertifHy 基準に適合している。すなわち、再生可能な資源に由来し、天然ガスの水蒸気改質による水素製造よりも温室効果ガス収支が 60%以上低い。
- 以下の基準のいずれかを満たす**水素の製造・使用のための装置の製造**
 - 装置が EU タクソノミーの活動 3.2 の SCC に準拠している。
 - 当該の装置により、本フレームワークの「水素の製造」活動に記載された基準に沿った低炭素水素の製造が可能である⁵。
- 以下の基準のいずれかを満たす**メタン化**
 - 施設でのメタン漏洩を最小限に抑えるために、監視・危機管理計画が実施されている。
 - i) CO₂の排出源は「指令（EU）2018/2001」の第 29 条 2 項～5 項に規定された基準に適合している、あるいは、ii) CO₂は製造工程で回収されたものである。
 - プロセスで使用される水素はすべて、再生可能エネルギー源から得たものである。

1 記載された適格区分の「実質的な貢献」基準の詳細は、本フレームワークの付属資料に含まれる。

2 欧州連合の旗は、EU タクソノミーの SCC にのみ準拠した適格の活動を指定するものである。

3 1000MW を超える大規模水力を除く。

4 活動で使用する農業バイオマスは、「指令（EU）2018/2001」第 29 条 2 項～5 項に規定された基準に適合する。活動で使用する森林バイオマスは、同指令の第 29 条 6 項、7 項に規定された基準に適合する。

5 低炭素水素の製造に利用される電気の炭素強度は 100gCO₂/kWh 未満だと仮定する。

6 特定の区分で別途規定がない限り、リストは 2020 年 6 月 18 日付け「欧州議会・理事会規制（EU）2020/852」と、6 月 4 日付け「委員会委任規制（EU）2021/2139」（以下「気候変動の適応・緩和目標のための持続可能な活動に関する委任法令」）に基づく。ただし、クレディ・アグリコルは、EU タクソノミーとの完全

クレディ・アグリコ ル・グループ	クレディ・アグリコル・グル ープコミットメント	III. クレディ・アグリコル・グリーン ボンド・フレームワーク	IV. クレディ・アグリコ ルのグリーンボンド・フ レームワーク	V. 外部検証	VI. 付属資料
---------------------	----------------------------	-------------------------------------	--	---------	----------

な整合性を確約するものではない。

送電および配電インフラストラクチャー

環境便益: 気候変動緩和

主な目的: GHG 排出削減、電力利用の確保



適格基準



- EU タクソノミーの活動 4.9 の SCC に準拠する**送電・配電システム**
- EU タクソノミーの活動 4.14 の SCC に準拠する**再生可能かつ低炭素のガスの供給網**
- 以下の基準のいずれかを満たす**地域暖房/冷房ネットワーク**（地中熱ヒートポンプ、およびエネルギー回収を伴う地域暖房ネットワーク）
 - EU タクソノミーの活動 4.15 の SCC
 - 再生可能エネルギーを燃料とする場合、本ページの再生可能エネルギー生成区分で定義されている再生可能エネルギーである。

この区分に該当する EU タクソノミーの活動

- 4.9. 送電・配電
- 4.14 再生可能かつ低炭素のガスの供給網
- 4.15. 地域暖房/冷房の分布

クレディ・アグリコ ル・グループ	クレディ・アグリコ ル・グループ コミットメント	III. クレディ・アグリコ ル・グリーン ボンド・フレームワーク	IV. クレディ・アグリコ ルのグリーンボンド・フ レームワーク	V. 外部検証	VI. 付属資料
---------------------	--------------------------------	---	--	---------	----------

エネルギー貯蔵

環境便益: 気候変動緩和

主な目的: 温室効果ガス排出削減、エネルギー削減



この区分に該当する EU タクソノ
ミーの活動

- 3.4 バッテリー製造
- 4.10 蓄電
- 4.11 熱エネルギーの貯蔵
- 5.11 CO₂ 輸送
- 5.12 CO₂ の永久地質学的地下
貯蔵
- 7.6. 再生可能エネルギー技術の
導入、保守、修理

適格基準



- EU タクソノミーの活動 3.4 の SCC に準拠する**バッテリー製造**
- 以下の基準のいずれかを満たす**蓄電設備の建設と運用**
 - EU タクソノミーの活動 7.6 の SCC に沿って再生可能エネルギーによ
って発電されている¹。
 - 蓄電設備は EU タクソノミーの活動 4.10² の SCC に準拠している。
- EU タクソノミーの活動 4.11 の SCC に準拠する**地下熱エネルギー貯蔵**
(地下蓄熱 (UTES) または帯水層熱エネルギー貯蔵 (ATES) を含む)
- 以下の基準をすべて満たす**CO₂ 回収**
 - 炭素集約的で低減が困難な産業セクターに関連する空気回収で、炭素回
収率の高さが実証されているもの。定量化されたライフサイクル GHG
排出削減量が算出され、第三者機関によって検証されている。特に天然
ガス発電では、回収効率が 90%を超える、あるいは発電の炭素強度が
[270 g/kWh]を下回る。
 - 直接空気回収 (DAC) で、プロセス・運用の炭素効率の高さが実証さ
れているもの。GHG 排出削減量が算出され、第三者機関によって検証
されている。
 - いずれの場合も、石油増進回収 (EOR) またはガス増進回収 (EGR)
を目的とする場合の炭素回収は除外される。
 - CO₂ が地下貯蔵の目的で回収される場合、EU タクソノミーの活動 5.11
および 5.12 の SCC に従って CO₂ が地下に輸送され、貯蔵される。
- **CO₂ の輸送が以下の基準のいずれかを満たしていること**
 - EU タクソノミーの活動 5.11 の SCC
 - 輸送プロセスに漏洩の監視・軽減計画がある。
- 以下の基準のいずれかを満たす**CO₂ の永久地質学的地下貯蔵**
 - 欧州連合に所在するプロジェクトに関しては、EU タクソノミーの活動
5.12 の SCC
 - EU 圏外のプロジェクトに関しては、以下の基準が適用される。
 - CO₂ が輸送され、貯蔵される場合、漏洩を監視し、軽減する計画が
実施されている。
 - 地域の規制と認証プロセスに沿った炭素隔離能力とその適合性に関
する透明性がある。

¹ 再生可能エネルギーの定義については、本フレームワーク専用の適格区分を参照。

クレディ・アグリコ ル・グループ	クレディ・アグリコル・グル ープコミットメント	III. クレディ・アグリコル・グリーン ボンド・フレームワーク	IV. クレディ・アグリコ ルのグリーンボンド・フ レームワーク	V. 外部検証	VI. 付属資料
---------------------	----------------------------	-------------------------------------	--	---------	----------

2 揚水発電、水素、アンモニアを含む。貯蔵プロセスには、化石燃料エネルギーの使用は含まれない。

グリーンビルディング

環境便益: 気候変動緩和

主な目的: 温室効果ガス排出削減、エネルギー削減

適格基準

居住用不動産 1



- EU タクソノミーの活動 7.7 の SCC に準拠する **EU の建物の取得と所有**
 - EU タクソノミーの活動 7.1 の SCC に準拠する **EU の建物の建設**
- 上記の 2 つの区分では、EU 圏外の建物に関しては、対象地域市場において炭素効率またはエネルギー効率の最も高い建物（kg CO₂e/平方メートル）の上位 15% に相当する建物をクレディ・アグリコルは容認する²。
- EU タクソノミーの活動 7.2 の SCC に準拠する **既存建物の改修**



この区分に該当する EU タクソノミーの活動

- 7.1. 新築建物の建設
- 7.2. 既存建物の改修
- 7.3 エネルギー効率機器の設置、保守、修理
- 7.4 建物内の電気自動車用充電ステーション（および建物に取り付けられた駐車スペース）の設置、保守、修理
- 7.5 建物のエネルギー性能を測定、調整、制御するための機器やデバイスの設置、保守、修理
- 7.6 再生可能エネルギー技術の導入、保守、修理
- 7.7 建物の取得と所有

以下の基準のいずれかを満たす **個々の改修措置**

- エネルギー効率機器の設置、保守、修理に関する EU タクソノミーの活動 7.3 の SCC
- 建物内の電気自動車用充電ステーション（および建物に取り付けられた駐車スペース）の設置、保守、修理に関する EU タクソノミーの活動 7.4 の SCC
- 建物のエネルギー性能を測定、調整、制御するための機器やデバイスの設置、保守、修理に関する EU タクソノミーの活動 7.5 の SCC
- 再生可能エネルギー技術の導入、保守、修理に関する EU タクソノミーの活動 7.6 の SCC
- フランスの資産のみを対象とする特定のフランス国内の改修措置：Eco Prêt à Taux Zéro³

1 住宅ローン

2 詳細は付属資料 A を参照。

3 フランス語の法律文書は [こちら](#) を参照。

クレディ・アグリコ ル・グループ	クレディ・アグリコ ル・グループ コミットメント	III. クレディ・アグリコ ル・グリーン ボンド・フレームワーク	IV. クレディ・アグリコ ルのグリーンボンド・フ レームワーク	V. 外部検証	VI. 付属資料
---------------------	--------------------------------	---	--	---------	----------

グリーンビルディング

環境便益: 気候変動緩和

主な目的: 温室効果ガス排出削減、エネルギー削減



この区分に該当する EU タクソノミー の活動

- 7.1. 新築建物の建設
- 7.2. 既存建物の改修
- 7.3. エネルギー効率機器の設置、
保守、修理
- 7.4. 建物内の電気自動車用充電ス
テーション（および建物に取り
付けられた駐車スペース）
の設置、保守、修理
- 7.5. 建物のエネルギー性能を測
定、調整、制御するための機
器やデバイスの設置、保守、
修理
- 7.6. 再生可能エネルギー技術の導
入、保守、修理
- 7.7. 建物の取得と所有

適格基準

商業用不動産 1



- 以下の基準のいずれかを満たす個々の改修措置
 - エネルギー効率機器の設置、保守、修理に関する EU タクソノミーの活動 7.3 の SCC
 - 建物内の電気自動車用充電ステーションの設置、保守、修理に関する EU タクソノミーの活動 7.4 の SCC
 - 建物のエネルギー性能を測定、調整、制御するための機器やデバイスの設置、保守、修理に関する EU タクソノミーの活動 7.5 の SCC
 - 再生可能エネルギー技術の導入、保守、修理に関する EU タクソノミーの活動 7.6 の SCC
- 以下の基準のいずれかを満たす **建物の取得と所有**
 - EU タクソノミーの活動 7.7 の SCC
 - 関連するセグメントと国に関する CRREM (Carbon Risk Real Estate Monitoring) の炭素排出量またはエネルギー効率の基準値を満たす。
 - 建物が以下のグリーンビルディング認証（あるいは対象地域市場において同等のもの）を達成している。
 - LEED : [「ゴールド」以上]
 - BREEAM : [「非常に良い (Very Good)」以上]、エネルギー部分の最低スコア 70%
 - HQE : [「非常に良い (Very Good)」以上]
 - NZEB (ネットゼロ・エネルギー・ビル)、あるいは対象地域市場で炭素効率またはエネルギー効率 (kg CO₂e/平方メートル) の最も高い建物の上位 15% に相当する²。
- 以下の基準のいずれかを満たす **新築建物の建設**
 - EU タクソノミーの活動 7.1 の SCC
 - 関連するセグメントと国に関する CRREM (Carbon Risk Real Estate Monitoring) の炭素排出量またはエネルギー効率の基準値を満たす。
 - 建物が以下のグリーンビルディング認証（あるいは対象地域市場において同等のもの）を達成している、もしくはそれを目標としている。
 - LEED : [「プラチナ」以上]
 - BREEAM : [「素晴らしい (Excellent)」以上]
 - HQE : [「素晴らしい (Excellent)」以上]
 - NZEB (ネットゼロ・エネルギー・ビル)、あるいは対象地域市場で炭素効率またはエネルギー効率 (kg CO₂e/平方メートル) の最も高い建物の上位 15% に相当する。
- 以下の基準のいずれかを満たす **既存建物の改修**
 - EU タクソノミーの活動 7.2 の SCC
 - 完成時の一次エネルギー需要または最終エネルギーの 30% 削減につながる大幅な改修工事
 - 関連するセグメントと国に関する CRREM (Carbon Risk Real Estate Monitoring) の炭素排出量またはエネルギー効率の基準値を満たす。
 - 建物が以下のグリーンビルディング認証（あるいは対象地域市場において同等のもの）を達成している、もしくはそれを目標としている。
 - LEED : [「ゴールド」以上]
 - BREEAM : [「素晴らしい (Excellent)」以上]
 - HQE : [「素晴らしい (Excellent)」以上]
 - NZEB (ネットゼロ・エネルギー・ビル)、あるいは対象地域市場で炭素効率またはエネルギー効率 (kg CO₂e/平方メートル) の最も高い建物の上位 15% に相当する。

1 個人顧客に関連しない居住用資産を含むすべての資産クラス。

2 現地市場とは、クレディ・アグリコルが事業を行う任意の国を指す。

クレディ・アグリコ ル・グループ	クレディ・アグリコ ル・グループ コミットメント	III. クレディ・アグリコ ル・グリーン ボンド・フレームワーク	IV. クレディ・アグリコ ルのグリーンボンド・フ レームワーク	V. 外部検証	VI. 付属資料
---------------------	--------------------------------	---	--	---------	----------

クリーンな輸送 車両

環境便益: 気候変動緩和と主な目的: 温室効果ガス排出削減



適格基準



- EU タクソミーの活動 6.1 または 6.2 の SCC に準拠する**鉄道輸送（旅客および貨物）**
- EU タクソミーの活動 6.5 の SCC に準拠する**バイクによる輸送、および排気管の CO₂ 排出量がゼロの乗用車と小型商用車**
- EU タクソミーの活動 6.3 の SCC に準拠する**都市および郊外の輸送、道路旅客輸送**
- EU タクソミーの活動 6.6 の SCC に準拠する**道路輸送（貨物）**
- EU タクソミーの活動 6.10 または 6.11 の SCC に準拠する**海上・沿岸の水上輸送（旅客および貨物）**
- EU タクソミーの活動 6.12 の SCC に準拠する**海上・沿岸の水上輸送（旅客および貨物）の改修**

この区分に該当する EU タクソミーの活動

- 6.1 都市間旅客鉄道輸送
- 6.2 貨物鉄道輸送
- 6.3 都市および郊外の輸送、道路旅客輸送
- 6.5 バイク、乗用車、小型商用車による輸送
- 6.6 道路による貨物輸送サービス
- 6.10 海上・沿岸貨物の水上輸送、港湾作業用船舶、および補助業務
- 6.11 海上・沿岸の旅客水上輸送
- 6.12 海上・沿岸貨物・旅客水上輸送の改修

- **洋上風力発電プロジェクトの開発専用の船舶**（風力タービン設置船、保守や洋上作業員の宿泊のための CSOV や CLV、電気ケーブル敷設船など）は、以下の基準のいずれかに適合する場合に限り適格である。
 - 2025 年 12 月 31 日までは、ハイブリッド、水素対応、またはデュアル燃料船は、直接（排気管）CO₂ 排出ゼロの燃料からエネルギーの 25%以上を得る。
 - EU タクソミー 6.10 の気候変動緩和への実質的な貢献基準に準拠している。

いずれの場合も、海洋化石燃料プロジェクトの開発や化石燃料の輸送に特化した船舶は除外される。

クレディ・アグリコ ル・グループ	クレディ・アグリコル・グル ープコミットメント	III. クレディ・アグリコル・グリーン ボンド・フレームワーク	IV. クレディ・アグリコ ルのグリーンボンド・フ レームワーク	V. 外部検証	VI. 付属資料
---------------------	----------------------------	-------------------------------------	--	---------	----------

クリーンな輸送インフラ

環境便益: 気候変動緩和
主な目的: 温室効果ガス排出削減



適格基準



- EU タクソノミーの活動 6.14 の SCC に準拠する**鉄道輸送インフラストラクチャー**
- EU タクソノミーの活動 6.15 の SCC に準拠する**低炭素の道路輸送と公共輸送を可能にするインフラストラクチャー**
- EU タクソノミーの活動 6.16 の SCC に準拠する**低炭素の水上輸送を可能にするインフラストラクチャー**

この区分に該当する EU タクソノミーの活動

- 6.14 鉄道輸送インフラストラクチャー
- 6.15. 低炭素の道路輸送と公共輸送を可能にするインフラストラクチャー
- 6.16. 低炭素の水上輸送を可能にするインフラストラクチャー

データ処理・ホスティングおよび関連活動

環境便益: 気候変動緩和
主な目的: GHG 排出削減、水資源管理



適格基準

- 以下の基準のいずれかを満たす**エコ効率の高いデータセンター**
 - EU タクソノミーの活動 8.1 の SCC
 - 業界トップレベルの PUE (電力使用効率) 水準を達成し、その結果、特定の地域 (いずれの場合も、PUE が 1.5 未満) にある同様のデータセンターの平均よりも、PUE 水準が大幅に高い。また、データセンターのエネルギー効率に関する欧州行動規範 (該当する場合) に準拠している。

この区分に該当する EU タクソノミーの活動

- 8.1 データ処理・ホスティングおよび関連活動

クレディ・アグリコ ル・グループ	クレディ・アグリコル・グル ープコミットメント	III. クレディ・アグリコル・グリーン ボンド・フレームワーク	IV. クレディ・アグリコ ルのグリーンボンド・フ レームワーク	V. 外部検証	VI. 付属資料
---------------------	----------------------------	-------------------------------------	--	---------	----------

廃棄物管理

環境便益: 気候変動の緩和と適応、汚染の予防と抑制主な目的: 資源品質保全



適格基準

- 以下の基準のいずれかを満たす**廃棄物管理活動**
 - EU タクソノミーの活動 5.5 の SCC
 - EU タクソノミーの活動 5.9 の SCC
 - 廃棄物画分を二次原料に加工するリサイクル活動/インフラストラクチャー。プロジェクト・資産が GHG 排出量に及ぼす影響と、プロジェクト・資産の耐用年数にわたる軽減度を開示する必要がある。

この区分に該当する EU タクソ ミーの活動

- 5.5. 排出源別に分別された画分での
非有害廃棄物の回収・運搬
- 5.9. 非有害廃棄物からの物質回収

水資源管理設備の建設・更新

環境便益: 気候変動の緩和と適応、汚染の予防と抑制主な目的: 洪水防止、資源品質保全、水供給の確保



適格基準

- EU タクソノミーの活動 5.1 の SCC に準拠する**水の回収・処理供給システム**
- EU タクソノミーの活動 5.2 の SCC に準拠する**水の回収・処理施設の更新**



この区分に該当する EU タクソ ミーの活動

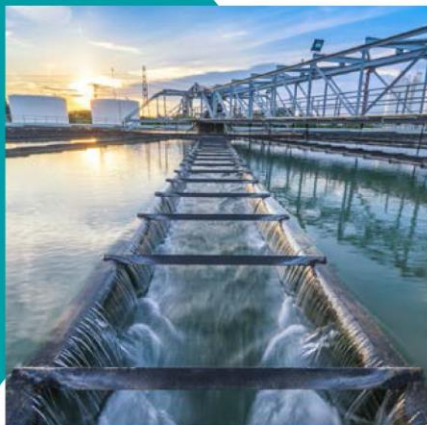
- 5.1. 水の回収・処理・供給システム
の新設・増設・運用
- 5.2. 水の回収・処理・供給システム
の更新

クレディ・アグリコ ル・グループ	クレディ・アグリコ ル・グループ コミットメント	III. クレディ・アグリコ ル・グリーン ボンド・フレームワーク	IV. クレディ・アグリコ ルのグリーンボンド・フ レームワーク	V. 外部検証	VI. 付属資料
---------------------	--------------------------------	---	--	---------	----------

廃水管理設備の建設・更新

環境便益: 気候変動の緩和、汚染の予防と抑制

主な目的: 洪水防止、資源品質保全、水供給の確保



適格基準

- EU タクソノミーの活動 5.4 の SCC に準拠する**廃水の回収・処理施設の更新**
- 以下の基準のいずれかを満たす**廃水の回収・処理**
 - EU タクソノミーの活動 5.3 の SCC
 - 水および廃水の回収・処理供給システム。プロジェクト・資産が GHG 排出量に及ぼす影響と、プロジェクト・資産の耐用年数にわたる軽減度を開示する必要がある。



この区分に該当する EU タクソノミー
の活動

- 5.3. 廃水回収・処理の新設・増設・運用
- 5.4. 廃水回収・処理の更新

持続可能な農業

環境便益: 気候変動緩和、持続可能な農業

主な目的: GHG 排出削減、資源品質保全



適格基準

- 認定有機農業** (EU のオーガニックまたはバイオ、あるいは IFOAM の認証機関が提供する認証)。

クレディ・アグリコ ル・グループ	クレディ・アグリコル・グル ープコミットメント	III. クレディ・アグリコル・グリーン ボンド・フレームワーク	IV. クレディ・アグリコ ルのグリーンボンド・フ レームワーク	V. 外部検証	VI. 付属資料
---------------------	----------------------------	-------------------------------------	--	---------	----------

循環経済

環境便益: 気候変動緩和、循環経済

主な目的: 温室効果ガス排出削減



この区分に該当する EU タクソノミー
の活動

5.4. 中古品販売³

適格基準

- 以下の基準のいずれかを満たす物や材料の**循環的使用と価値回収**¹
 - 再利用、再生、再生産、またはリサイクルされた余剰の製品・資産からの新しい製品や資産の製造
 - 二次原料、副産物、廃棄物からの新素材の開発と持続可能な生産
 - バージン原料から二次原料・副生成物への代替。すなわち、バージン原料を、回収された原料・資源に由来する二次材料（リサイクル材や原材料）や、責任をもって調達された再生可能原料に置き換えること。
- 以下の基準のいずれかを満たす**中古品取引ソリューション**
 - EU タクソノミーの活動 5.4 の SCC²
 - 電気自動車共有プラットフォーム

生物多様性の保全、生物天然資源と土地の持続可能な管理

環境便益: 気候変動緩和、循環経済

主な目的: 温室効果ガス排出削減



この区分に該当する EU タクソノミー
の活動

- 1.1. 植林
- 1.2. 異常事態後の植林・自然森林再生を
含む森林の再生・回復
- 1.3. 森林管理
- 1.4. 保全林業

適格基準

- EU タクソノミーの活動 1.1 の SCC に準拠する**植林**
- EU タクソノミーの活動 1.2 の SCC に準拠する**異常事態後の植林・自然森林再生を含む森林の再生・回復**
- EU タクソノミーの活動 1.3 の SCC に準拠する**森林管理**
- 自然生態系の保全・再生**
- 認証を受けた森林** (FSC、PEFC)
- 保護エリアの保全と保護** (地域の自然公園など)。あるいは、IUCN の保護地域分類システムである「Natura 2000」、「Other Effective area-based Conservation Measure (OECD)」に従う。



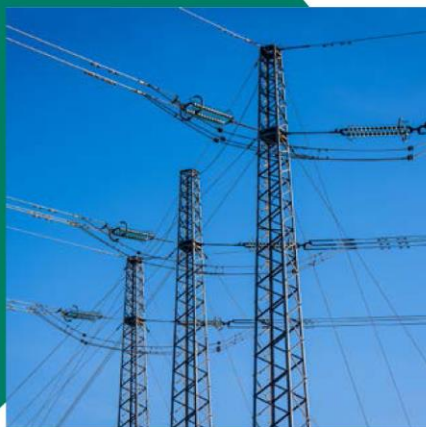
1 活動の廃棄物原料は、排出源別に分離または混合された画分で分別収集され、輸送された廃棄物に由来する。
2 この活動に適用される基準は、「欧州議会・理事会規制 (EU) 2020/852」を補足する 2023 年 6 月 27 日付け「委員会委任規制」(以下「循環経済目標への移行に関する委任法令」) の 5.4「中古品販売活動」に記載されているものである。これらの基準は 2024 年 1 月 1 日から実施される予定である(詳細は[こちら](#))。
3 この活動は、循環経済目標への移行に関する委任法令に記載されている。

クレディ・アグリコ ル・グループ	クレディ・アグリコル・グル ープコミットメント	III. クレディ・アグリコル・グリーン ボンド・フレームワーク	IV. クレディ・アグリコル のグリーンボンド・フ レームワーク	V. 外部検証	VI. 付属資料
---------------------	----------------------------	-------------------------------------	--	---------	----------

原子力エネルギー¹

環境便益: 気候変動緩和

主な目的: 温室効果ガス排出削減



適格基準



- EU タクソミー4.26「技術的スクリーニング基準」に従い、燃料サイクル中の廃棄物を最小限に抑えながら、原子力プロセスからエネルギーを生産するための**商業化前段階の先進技術**
- EU タクソミー4.27「技術的スクリーニング基準」に沿った利用可能な最良の技術による電気または熱の生成（水素製造を含む）のための**新たな原子力発電所の建設と安全な運転**
- EU タクソミー4.28「技術的スクリーニング基準」を満たす既存設備における**原子力発電**

この区分に該当する EU タクソミーの活動³

- 4.26 燃料サイクル中の廃棄物を最小限に抑えながら、原子力プロセスからエネルギーを生産するための商業化前段階の先進技術²
- 4.27 利用可能な最良の技術による電気または熱の生成（水素製造を含む）のための新たな原子力発電所の建設と安全な運転
- 4.28 既存設備における原子力発電

1 この区分の基準は、「委任規制(EU) 2021/2139」を改正した 2022 年 3 月 9 日付け「欧州委員会委任規制(EU) 2022/1234」(以下「EU タクソミーの補完委任法令」)に詳述されている。基準の詳細は付属資料 D に記載されている。

2 活動 4.26、4.27、4.28 は、EU タクソミーの補完委任法令に記載されている。

クレディ・アグリコ ル・グループ	クレディ・アグリコル・グル ープコミットメント	III. クレディ・アグリコル・グリーン ボンド・フレームワーク	IV. クレディ・アグリコ ルのグリーンボンド・フ レームワーク	V. 外部検証	VI. 付属資料
---------------------	----------------------------	-------------------------------------	--	---------	----------

B. プロジェクトの選定と評価のプロセス

本グリーンボンド・フレームワークの下で融資対象となるすべての適格資産は、グループの CSR 戦略と専用セクター・ポリシーの遵守¹、および適用される規制上の環境・社会要件の遵守を含め、グループ標準の信用プロセスを遵守しています。当グループの CSR 管理チームと連携しながら、各事業体レベルで高度な専門の ESG リスク分析が実施されます。

これを補完するために、クレディ・アグリコルは、プロジェクト評価・選定プロセスを管理するための専門の Green and Social Bond Committee (GSBC) を設置し、2 年に 1 回以上の頻度で会合を行います。クレディ・アグリコル地域銀行を含むすべての発行体およびグリーン・ポートフォリオに貢献する機関（以下に定義）の上級管理職とともに、クレディ・アグリコル・グループ CSR および財務部門の責任者を招集します。

プロジェクトの評価と選定のプロセスは以下のとおりです。

クレディ・アグリコル・グループの関連事業体は、適格活動基準（以下「適格資産」）に沿って有望な資産・プロジェクトを選択します。詳細は、「調達資金の使途」セクションを参照してください。

クレディ・アグリコル・グループの関連事業体は、本フレームワークの付属資料 G に定める除外リストに沿って資産・プロジェクトを除外する責任を有します。

また、適格資産に潜在的に付随する環境リスクおよび社会リスクが、デューデリジェンス・プロセスにより適切に軽減されるようにします²。

適格資産プール全体が GSBC に提示され、検証を受けます。

GSBC の各会合は、報告書および決定記録により文書化されます。



C. 調達資金の管理

各クレディ・アグリコル・グリーンボンドの調達資金に相当する金額は、セクション IV に定義されている適格基準を満たす適格資産の資金調達ローン、あるいはそのような適格資産への投資のためのファイナンスや借り換えに一部または全額が充てられます。A. 調達資金の使途

クレディ・アグリコル S.A. は、グリーンボンドの調達資金に相当する金額を、（場合に応じて）自己の貸借対照表またはグループ事業体の貸借対照表に計上される適格資産の金額に充当します。その他のグループ発行体は、自社の貸借対照表に計上される適格資産の相当額に、自社のグリーンボンドの調達資金に相当する金額を配分します。なお、これはクレディ・アグリコル CIB にも適用されます。例外として、グリーン・カバードボンドの調達資金は、それぞれのカバードボンドの事業体のカバードプールに含まれる適格資産に配分されます。

グループの事業体ごとに確保した適格資産の組み合わせが、適格資産ポートフォリオ（以下「グリーン・ポートフォリオ」）に組み込まれ、グループレベルで連結されます。クレディ・アグリコルは、本フレームワークから除外された他のグリーン負債（Livret Engagé Sociétaire、EIB ローンなど）により既に借り換えられた適格資産には、グリーン・ファンディングの調達資金を配分しないことを確約します。

¹ <https://www.Crédit-agricole.com/en/responsible-and-committed/our-csr-strategy-be-an-actor-of-a-sustainable-society/our-sector-policies>.

² ESG デューデリジェンス・プロセスの詳細については、[こちら](#)を参照のこと。

クレディ・アグリコ ル・グループ	クレディ・アグリコル・グル ープコミットメント	III. クレディ・アグリコル・グリーン ボンド・フレームワーク	IV. クレディ・アグリコ ルのグリーンボンド・フ レームワーク	V. 外部検証	VI. 付属資料
---------------------	----------------------------	-------------------------------------	--	---------	----------

クレディ・アグリコルのファイナンス部門とトレジャリー部門が、名目等価ベースでの適格資産への調達資金配分のモニタリング、およびグリーン・ポートフォリオの運用を担当しています。クレディ・アグリコルは、少なくとも半年ごとに、グリーンボンド発行による調達資金の総額が、グリーン・ポートフォリオのグリーン適格資産の総額を下回っていることを確認します。このコミットメントを継続的に遵守し、適格資産の進化の可能性を考慮するために、グリーン・ポートフォリオの額は常にグリーンボンド発行額を 10% 上回るものとします。これは、実際には、償却または償還された適格資産が新しい適格資産に置き換えられることを示します。

2018 年版の適格基準と本グリーンボンド・フレームワークの選択基準の変更、および本グリーンボンド・フレームワークの選択基準の今後の変更の可能性は、適格資産の取扱いに遡及的に影響を及ぼすことはありません。言い換えれば、旧版のグリーンボンド・フレームワークの下で選定・検証のステップを正常に通過し、選定された適格資産は、このフレームワークの変更の影響を受けることなく、資産の満期または売却までグリーン・ポートフォリオに残ります。グリーン・ポートフォリオからの資産の除外（満期または売却によるものを除く）や入れ替えは、一般的に、適格資産に関して、グリーン・ポートフォリオからの除外を正当化する新たな情報が明らかになった場合に実施される可能性があります。

調達資金が完全に配分されるまでの待機中、あるいは適格資産が不足する可能性がある場合は、クレディ・アグリコルは、グループ内の一般方針に従って一時的にグループの財務部門で資金を保有し、可能な範囲で他の発行体のグリーンボンドに投資することを約束します。ローンの早期返済が行われた場合、またはローンが当該フレームワークの適格基準を満たさなくなった場合は、グリーン・ポートフォリオから除外されます。

D. 報告



クレディ・アグリコルは、グリーンボンドの調達資金純額の配分、およびグリーン・ポートフォリオに含まれる適格資産の環境への影響の両方を詳細に記載したグリーンボンド年次報告書をクレディ・アグリコル S.A. のウェブサイト¹に掲載します。

さらに、グリーン・ポートフォリオの構成に重要な変化が生じた場合は、クレディ・アグリコルは随時通知するものとします。

¹ [Dette et notation | Crédit Agricole \(Crédit-agricole.com\)](https://www.credit-agricole.com/etiquetage).

クレディ・アグリコ ル・グループ	クレディ・アグリコル・グル ープコミットメント	III. クレディ・アグリコル・グリーン ボンド・フレームワーク	IV. クレディ・アグリコ ルのグリーンボンド・フ レームワーク	V. 外部検証	VI. 付属資料
---------------------	----------------------------	-------------------------------------	--	---------	----------

I. 配分報告

クレディ・アグリコルは、グリーンボンドの満期までの調達資金純額の用途に関する年次報告書を発行します。この報告書では、可能であれば、以下に関する情報を提供します。

- ・ グループ全体および各関連事業体で発行されたグリーンボンドの総額
- ・ グリーン・ポートフォリオに配分されるグリーンボンドの調達資金の総額
- ・ 適格活動ごとのグリーン・ポートフォリオの分析（EU タクソノミーに沿ったグリーン・ポートフォリオの割合を含む）、およびグループ事業体ごとの分析
- ・ 「調達資金の用途」セクションに記載されているその他の商品タイプに配分された調達資金
- ・ 未配分の調達資金の見込み額（ある場合）

クレディ・アグリコル S.A 以外のグループ事業体からグリーンボンドを発行する場合も、その事業体の配分報告はクレディ・アグリコル S.A の配分報告に統合されます。

妥当な場合は、適格な区分・プロジェクト・資産の環境便益を報告するために用いられる報告方法と仮定は、少なくともグリーンボンドの配分・影響報告書で投資家・債券所有者に開示されます。

II. 影響の報告:

クレディ・アグリコルは、「ICMA Handbook Impact 報告書¹」に沿って、グリーンボンドの満期までに、グリーン・ポートフォリオの環境影響の年次報告書を発行することを確約します。この報告書では、可能な場合には、適格な区分と事業体ごとに、回避された年間 GHG 排出量 (tCO₂e/年)を開示します。その他の指標は、最善の努力に基づき、かつ、妥当な場合には、次の表に従って報告されます。

適格区分	アウトプット指標	影響指標
再生可能エネルギーの生成	・ 設備容量 (MW) ・ 再生可能エネルギーの予想発電量 (MWh/年)	回避された年間 GHG 排出量 (tCO ₂ e/年)
送電・配電	・ 設備容量 (MW) ・ 所定の場所における予想電化率 (%)	
エネルギー貯蔵	・ 貯蔵容量 ((MW)	
グリーンビルディング	・ 認証種別 (%)および認証年別の資産残高 ・ 融資を受けた住宅の平均エネルギー性能水準 (kWh/m²/年)	
クリーンな輸送	・ 年間輸送旅客人数 ・ 年間輸送量 (トン) ・ 年間の電気自動車融資台数 ・ 建設または改修されたインフラストラクチャー (キロメートル)	
エネルギー効率	・ 予想されるエネルギー削減量 (MWh/年) ・ 貯蔵容量 (MWh)	
廃棄物・廃水・水資源の管理	・ 廃棄物・水資源管理の技術タイプ ・ 処理された廃棄物・水・廃水の量 (m³/年)	
持続可能な農業	・ 農業事業融資件数 ・ 融資対象の総表面積 (ha)	
循環経済	・ 再利用される物の数 ・ リサイクル材を使用した家具・物の数	
生物多様性	・ 平均生物種豊富度 (MSA) 指標	
原子力エネルギー	・ 投資の影響を受ける設備容量 (MW) ・ 年間予想生産量 (GWh)	

1 ICMA 報告ハンドブック

クレディ・アグリコ ル・グループ	クレディ・アグリコル・グル ープコミットメント	III. クレディ・アグリコル・グリーン ボンド・フレームワーク	IV. クレディ・アグリコル のグリーンボンド・フ レームワーク	V. 外部検証	VI. 付属資料
---------------------	----------------------------	-------------------------------------	--	---------	----------

V. 外部検証

A. セカンド・パーティー・オピニオン

クレディ・アグリコル・グリーンボンド・フレームワークに関する **ISS Corporate Solutions (ICS)** のセカンド・パーティー・オピニオンは、クレディ・アグリコル S.A. のウェブサイトで公開されています¹。

B. 外部監査

クレディ・アグリコル S.A. は、グループの非財務情報の年次報告書に関連して、グリーンボンド報告の主な特徴に関する限定保証報告書を外部監査人に要請します。



¹ [セカンド・パーティー・オピニオンへのリンク](#)

クレディ・アグリコ ル・グループ	クレディ・アグリコ ル・グループ コミットメント	III. クレディ・アグリコ ル・グループ グリーン ボンド・フレームワーク	IV. クレディ・アグリコ ルのグリーンボンド・フ レームワーク	V. 外部検証	VI. 付属資料
---------------------	--------------------------------	---	--	---------	----------

VI. 付属資料

A. 居住用不動産適格資産に関する付属資料

環境配慮型住宅のための 2023 年 グリーンボンド・フレームワーク基準		イタリア所在の居住用不動産資産の適格性を定義する方法																																																				
以下の基準の いずれかを満た す建物の取得	EU タクソミーの活動 7.7 の SCC	本グリーンボンド・フレームワークの公表日以前には、イタリアでは、エネルギー効率で上位 15%の建物を定義する 2 つの基準により、以下の建物に対する融資が適格とされていた。 - EPC A、B、C のいずれかを有する建物、または 2016 年以降に建設された建物 クレディ・アグリコル・イタリアは、本グリーンボンド・フレームワークの公表日から、全ての新規不動産ローンの適格性を EU タクソミー基準（活動 SCC 7.1「新しい建物の建設」と SCC 7.7「建物の取得」）により評価し、以下の定義をイタリア市場に適用する。 2020 年以前または 2020 年中に建設された建物の場合、建物は以下の基準のいずれかに適合している。 - 気候帯に応じて、以下の基準値に沿って EPC A または PED のいずれかを達成している。 居住用不動産（2020 年以前に建設） <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="6">気候帯</th></tr><tr><th>A</th><th>B</th><th>C</th><th>D</th><th>E</th><th>F</th></tr><tr><td>EPC クラス</td><td colspan="6">A</td></tr><tr><td>上位 15%-PED</td><td>65</td><td>65</td><td>70</td><td>75</td><td>100</td><td>105</td></tr></table> 2020 年以降に建てられた建物については、気候帯に応じて、以下の基準値に沿って PED を達成している。 居住用不動産（2021 年以降に建設） <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="6">気候帯</th></tr><tr><th>A</th><th>B</th><th>C</th><th>D</th><th>E</th><th>F</th></tr><tr><td>NZEB-10%</td><td>45</td><td>45</td><td>50</td><td>55</td><td>70</td><td>70</td></tr></table> 注意: 分析と方法論の詳細は、クレディ・アグリコル・イタリアのウェブサイト(こちら)を参照のこと。これらの定義は、利用可能なデータと方法論の変化に従って、時間とともに変わる可能性がある。 なお、クレディ・アグリコル・イタリアの適格ポートフォリオは、以下の基準を満たすイタリアの住宅ローンで構成されている。							気候帯						A	B	C	D	E	F	EPC クラス	A						上位 15%-PED	65	65	70	75	100	105		気候帯						A	B	C	D	E	F	NZEB-10%	45	45	50	55	70	70
	気候帯																																																					
	A	B	C	D	E	F																																																
EPC クラス	A																																																					
上位 15%-PED	65	65	70	75	100	105																																																
	気候帯																																																					
	A	B	C	D	E	F																																																
NZEB-10%	45	45	50	55	70	70																																																
以下の基準の いずれかを満た す建物の建設	EU タクソミーの活動 7.1 の SCC	注意: 分析と方法論の詳細は、クレディ・アグリコル・イタリアのウェブサイト(こちら)を参照のこと。これらの定義は、利用可能なデータと方法論の変化に従って、時間とともに変わる可能性がある。 なお、クレディ・アグリコル・イタリアの適格ポートフォリオは、以下の基準を満たすイタリアの住宅ローンで構成されている。																																																				
既存建物の改修	- EU タクソミーの活動 7.2 の SCC に準拠する既存建物の改修 - Eco Prêt à Taux Zéro	該当なし																																																				

クレディ・アグリコ ル・グループ	クレディ・アグリコル・グル ープコミットメント	III. クレディ・アグリコル・グリーン ボンド・フレームワーク	IV. クレディ・アグリコル のグリーンボンド・フ レームワーク	V. 外部検証	VI. 付属資料
---------------------	----------------------------	-------------------------------------	--	---------	----------

	スイス所在の居住用不動産資産の 適格性を定義する方法	フランス所在の居住用不動産資産の適格性を定義する方法
以下の基準 のいずれかを 満たす建物 の取得	スイスの建設ストックの上位 15%以 内、すなわち以下の基準のうち 1 つ 以上に適合する建物の取得と建設。 10 年未満の CECB A または B の証明書 2017 年 1 月 1 日以降に発行され た Minergie、Minergie P、A、Eco - サステナブル・ビルディング・スイ ス (SNBS) 認証基準 - DGNB 認証 2016 年 1 月 1 日以降に建設され た建物 - 専門家によって提示、測定される カーボンフットプリントが 60 kwh/m²/年以下であることを証明 できる建物。 注意: 分析と方法論の詳細は、クレデ ィ・アグリコル・ネクスト・バンクのウ ェブサイト(こちら)を参照のこと。これら の定義は、利用可能なデータと方法 論の変化に従って、時間とともに変 わる可能性がある。 なお、Crédit Agricole Next Bank の 適格ポートフォリオは、この基準を満 たすスイスの住宅ローンで構成され ている。	「EPC A」またはフランスの建物ストックの上位 15%以内に 該当する、2020 年 12 月 31 日以前に建てられた建物、すな わち以下の「RT 2012」基準に準拠する建物の取得と建設。 なお、適格住宅ローンとは、実務上は、2017 年 1 月 1 日 以降が初回借入日の新築住宅を対象とする住宅ローンであ る。根拠:「RT 2012」は 2013 年に施行されたが、2016 年 1 月までに交付された建設許可の有効期間は 2 年であり、さら に 2 回、1 年間延長することができたため、許可交付日と住 宅ローン付与日/住宅ローンの初回借入日との間に最大 4 年のタイムラグが生じた。結果的に、2013 年 1 月 1 日 (「RT 2012」規制の発効日) から 2016 年 12 月 31 日までの間に は、「RT 2012」規制に準拠していない建設許可による建物 の建設が可能だった。 2020 年 12 月 31 日以降に建てられた建物の場合、取得時 点で該当する、委任法令の附則第 7.1 条に規定された基準 を満たしている。 2022 年 1 月 1 日以降に建設許可を提出し、「RE 2020」の 適用を受ける新築建物については、「RE 2020」の要件に準 拠していれば、自動的に「NZEB -10%」基準にも準拠するこ とになる。 注: 詳細な分析と方法論は、フランス環境連帯移行省メモ(こちら)と、クレディ・アグリコルのウェブサイト(こちら)を参照の こと。これらの定義は、利用可能なデータと方法論の変化に 従って、時間とともに変わる可能性がある。 なお、Crédit Agricole Home Loan SFH の適格ポートフォリ オは、この基準を満たすフランスの住宅ローンで構成されて いる。
既存建物の 改修	認定を受けている、または受ける予 定の建物の大規模改修 - Minergie 認定 (Minergie、P、A、 Eco) - サステナブル・ビルディング・スイ ス (SNBS) 認証基準 - DGNB 認証 一次エネルギー需要 (PED) の 30% 以上の削減につながる大規模改修	ECO PTZ 制度の下での改修

クレディ・アグリコ ル・グループ	クレディ・アグリコ ル・グループ コミットメント	III. クレディ・アグリコ ル・グリーン ボンド・フレームワーク	IV. クレディ・アグリコ ルのグリーンボンド・フ レームワーク	V. 外部検証	VI. 付属資料
---------------------	--------------------------------	---	--	---------	----------

B. 国連の持続可能な開発目標への貢献¹

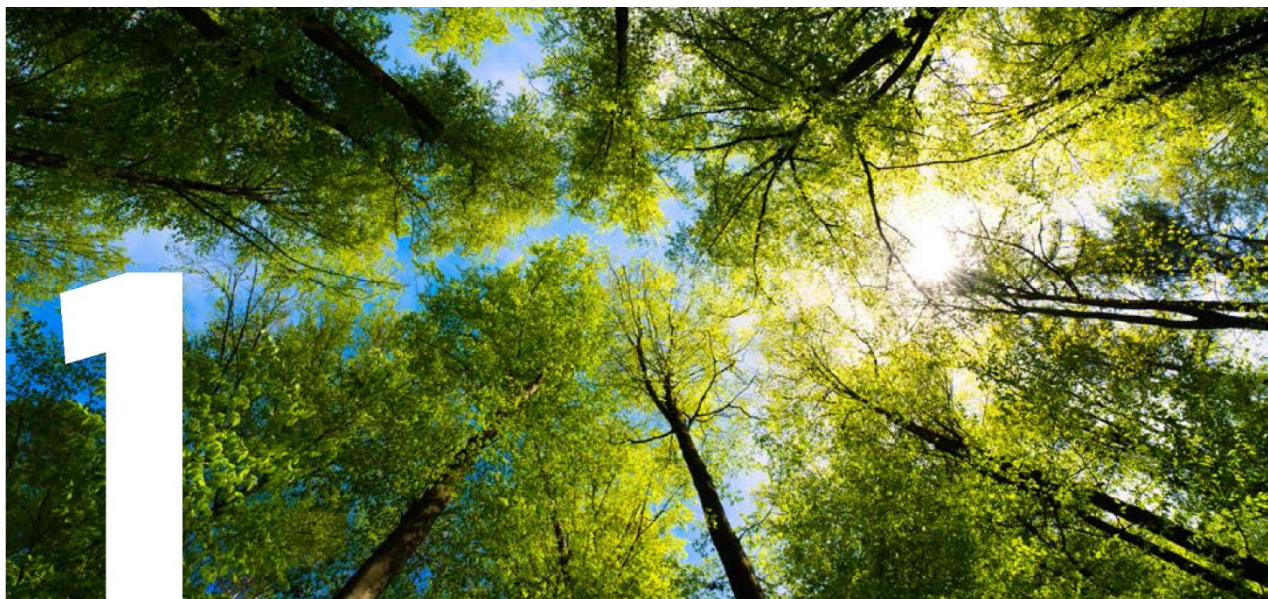


適格区分	SDGs
再生可能エネルギーの生成	7 AFFORDABLE AND CLEAN ENERGY, 13 CLIMATE ACTION
送電・配電	13 CLIMATE ACTION
エネルギー貯蔵	13 CLIMATE ACTION
グリーンビルディング	7 AFFORDABLE AND CLEAN ENERGY, 11 SUSTAINABLE CITIES AND COMMUNITIES, 13 CLIMATE ACTION
クリーンな輸送	7 AFFORDABLE AND CLEAN ENERGY, 13 CLIMATE ACTION
データ処理・ホスティングおよび関連活動	7 AFFORDABLE AND CLEAN ENERGY, 13 CLIMATE ACTION
廃棄物管理	12 RESPONSIBLE CONSUMPTION AND PRODUCTION, 13 CLIMATE ACTION
水資源・廃水管理	6 CLEAN WATER AND SANITATION, 13 CLIMATE ACTION
持続可能な農業	15 LIFE ON LAND
循環経済	12 RESPONSIBLE CONSUMPTION AND PRODUCTION, 7 AFFORDABLE AND CLEAN ENERGY, 13 CLIMATE ACTION
生物多様性の保全、生物天然資源と土地の持続可能な管理	13 CLIMATE ACTION, 15 LIFE ON LAND
原子力エネルギー	13 CLIMATE ACTION

¹ なお、国連の持続可能な開発目標に対する適格資産の貢献は推計であり、これらの指標については銀行は報告しない。

クレディ・アグリコ ル・グループ	クレディ・アグリコ ル・グループ コミットメント	III. クレディ・アグリコ ル・グループ・グリー ン・ボンド・フレーム ワーク	IV. クレディ・アグリ コルのグリーンボ ンド・フレーム ワーク	V. 外部検証	VI. 付属資料
---------------------	--------------------------------	---	--	---------	----------

C. 関連する実質的貢献基準 (EU タクソノミー附則 I)¹



1.1. 植林

1. 植林計画とその後の森林管理計画、またはこれと同等の文書

1.1. 活動が行われるエリアは、5 年以上あるいは国内法で定められた最低期間以上の植林計画の対象である。計画は活動開始前に作成されており、このエリアが国内法の規定、あるいは該当する規定がない場合は FAO の森林の定義を満たすまで、継続的に更新される。

植林計画には、植林の環境影響評価に関して国内法で義務付けられている全ての要素が含まれる。

1.2. 可能であれば、植林計画により、あるいは情報が不足している場合はその他の文書により、以下の点に関する詳細な情報が提供されることが望ましい。

- (a) 土地登記簿の広報に従ったエリアの説明
- (b) 炭素貯蔵量の多い土地を保護するための土地の準備と、それが既存の炭素蓄積量(土壌や地上部のバイオマスを含む)に及ぼす影響
- (c) 主な制約を含む管理目標
- (d) 森林サイクル全体で期待される運用を含む、管理目標を達成するために計画された一般的な戦略と活動
- (e) 森林生息地状況の定義(既存および計画中の主な森林樹種を含む)、およびその範囲と分布
- (f) 区画、道路、通行権、その他の公共アクセス、水路を含む物理的特性、法律やその他の制限を受けているエリア
- (g) 森林生態系の良好な状態を確立し、維持するために実施される措置
- (h) 社会問題の検討(景観の保全、国内法に定められた条件に従った利害関係者の協議を含む)
- (i) 森林火災や病害虫の発生などの森林に関連するリスク評価。リスクの予防、低減、管理を目指し、残存リスクに対する保護と適応を確保するための対策を実施する。
- (j) 食料安全保障への影響評価
- (k) 植林に関連するすべての DNSH(重大な悪影響を及ぼさない)基準

¹ 全文は以下を参照。[附則 I](#)

クレディ・アグリコ ル・グループ	クレディ・アグリコル・グル ープコミットメント	III. クレディ・アグリコル・グリーン ボンド・フレームワーク	IV. クレディ・アグリコル のグリーンボンド・フ レームワーク	V. 外部検証	VI. 付属資料
---------------------	----------------------------	-------------------------------------	--	---------	----------

- 1.3. エリアが森林となった場合、国内法の規定に従い、植林計画に続いて、その後の森林管理計画または同等の文書が作成される。国内法に森林管理計画または同等の文書の規定がない場合は、FAO の「長期森林管理計画を有する森林エリア」の定義に従う。森林管理計画または同等の文書は、10 年以上の期間を対象とし、継続的に更新される。
- 1.4. 以下の点について、森林管理計画または同等の制度に記載されていない情報を提供する。
- (a) 主な制約を含む管理目標
 - (b) 森林サイクル全体で期待される運用を含む、管理目標を達成するために計画された一般的な戦略と活動
 - (c) 森林生息地状況の定義（既存および計画中の主な森林樹種を含む）、およびその範囲と分布
 - (d) 土地登記簿の広報に従ったエリアの定義
 - (e) 区画、道路、通行権、その他の公共アクセス、水路を含む物理的特性、法律やその他の制限を受けているエリア
 - (f) 森林生態系の良好な状態を維持するために実施される措置
 - (g) 社会問題の検討（景観の保全、国内法に定められた条件に従った利害関係者の協議を含む）
 - (h) 森林火災や病害虫の発生などの森林に関連するリスク評価。リスクの予防、低減、管理を目指し、残存リスクに対する保護と適応を確保するための対策を実施する。
 - (i) 森林管理に関連するすべての DNSH（重大な悪影響を及ぼさない）基準
- 1.5. 活動は、国内法に定められた植林のベストプラクティスに従っている。そのような植林のベストプラクティスが国内法に定められていない場合は、以下のいずれかの基準を満たす。
- (a) 「欧州委員会委任規制(EU) No 807/2014」に準拠している。
 - (b) 「UNFCCC 規定に特に焦点を当てた汎欧州植林・再植林ガイドライン (Pan-European Guidelines for Afforestation and Reforestation with a special focus on the provisions of the UNFCCC)」に準拠している。
- 1.6. 活動は、炭素貯蔵量の多い土地の劣化を伴わない。
- 1.7. 活動に関連して導入されている管理システムは、「欧州議会・理事会規制(EU) No 995/2010」に規定されたデューデリジェンス義務および合法性要件に準拠している。
- 1.8. 植林計画、およびその後の森林管理計画または同等の文書で、計画に含まれる情報（特に対象エリアに関連するデータ）の正確性を確保するためのモニタリングについて規定されている。

2. 気候便益分析

- 2.1. 「指令(EU) 2018/2001」第 29 条(7) (b) 項に従って、森林の炭素蓄積と吸収の水準が長期にわたって維持または強化されるようにするための森林調達エリアレベルの要件に準拠するエリアについては、活動は以下の基準を満たす。
- (a) 気候便益分析により、活動の開始後 30 年間にその活動によって生み出された GHG 排出量と除去量の正味収支が、その活動がなければ当該エリアで生じたであろう通常業務の慣行に伴う基準値（活動の開始時から 30 年間の GHG 排出量と除去量の収支）を下回ることが実証されている。
 - (b) 長期的な気候便益は、「指令(EU) 2018/2001」第 29 条(7) (b) 項との整合性の証明によって実証されていると考えられる。
- 2.2. 「指令(EU) 2018/2001」第 29 条(7) (b) 項に従って、森林の炭素蓄積と吸収の水準が長期にわたって維持または強化されるようにするための森林調達エリアレベルの要件に準拠しないエリアについては、その活動は以下の基準を満たす。
- (a) 気候便益分析により、活動の開始後 30 年間にその活動によって生み出された GHG 排出量と除去量の正味収支が、その活動がなければ当該エリアで生じたであろう通常業務の実行に伴う基準値（活動の開始時から 30 年間の GHG 排出量と除去量の収支）を下回ることが実証されている。
 - (b) 活動の長期平均 GHG の正味収支の予測値が、2.2 項で言及されている基準値の長期平均 GHG 収支の予測値を下回る。ここで長期とは、100 年から森林サイクルの全期間までの長い期間に相当する。
- 2.3. 気候便益の計算は、以下のすべての基準を満たす。
- (a) 分析は、2006 年の「IPCC 国別温室効果ガスインベントリガイドライン」の 2019 年改訂版に準拠している。気候便益分析は、透明性、正確性、一貫性、完全性、比較可能性のある情報に基づいており、地上バイオマス、

クレディ・アグリコ ル・グループ	クレディ・アグリコル・グル ープコミットメント	III. クレディ・アグリコル・グリーン ボンド・フレームワーク	IV. クレディ・アグリコル のグリーンボンド・フ レームワーク	V. 外部検証	VI. 付属資料
---------------------	----------------------------	-------------------------------------	--	---------	----------

地下バイオマス、枯れ木、ごみ、土壌を含む、活動の影響を受ける全ての炭素プールを対象とする。最も慎重な計算上の仮定を用いており、炭素隔離の非永続性と反転のリスク、飽和リスク、漏洩リスクについて適切な考慮が含まれている。

- (b) 収穫の慣行を含む通常業務の慣行は、以下のうちいずれかに該当する。
 - (I) 活動の開始前に森林管理計画の最新版または同等の文書に記載された管理慣行（ある場合）
 - (II) 活動開始前の直近の通常業務の慣行
 - (III) 「指令(EU)2018/2001」の第 29 条(7)(b)項の規定に従い、森林地域の炭素蓄積と吸収の水準が長期にわたって維持または強化されるようにする管理システムに対応する慣行。
- (a) 分析の解像度はエリアの規模に比例し、エリアに固有の値が使用される。
- (b) 病害虫の発生、森林火災、風害、暴風による被害など、エリアに影響を与え、性能低下の原因となる自然攪乱により生じる排出と除去は、自然攪乱による排出と除去に関する 2006 年「IPCC 国内温室効果ガスインベントリーガイドライン」の 2019 年改訂版に準拠する気候便益分析が実施されている限り、「規制(EU)2020/852」への不適合にはならない。

2.4.13ha 未満の森林保有地は、気候便益分析を行う必要はない。

3. 持続性の保証

3.1. 活動が行われるエリアの森林の状態は、国内法に従い、以下のいずれかの措置によって保証される。

- (a) そのエリアを、FAO によって定義された永久森林に分類する。
- (b) そのエリアを、保護地域に分類する。
- (c) そのエリアを、森林の存続を確約する法律上または契約上の保証の対象とする。

3.2. 活動の運営者は、国内法に従い、融資対象の活動以降も、植林計画およびその後の森林管理計画または同等の文書の将来の更新で、第 2 項で特定された気候便益を引き続き追求することを確約する。さらに、第 2 項で規定される気候便益が低減した場合、活動の運営者は、本規則で定める林業活動のいずれかに該当する活動の実施から生じる同等の気候便益により補うことを確約する。

4. 監査

活動開始後 2 年以内、およびその後 10 年ごとに、活動が気候変動緩和への実質的貢献基準および DNSH 基準に準拠していることを、以下のいずれかにより検証する。

- (a) 関連する国の管轄当局
- (b) 国の当局または活動の運営者の要請による、独立した第三者認証機関。

コストを削減するために、森林認証、気候認証、またはその他の監査と併せて監査を実施することができる。

独立した第三者認証機関は、所有者または資金提供者と利害の対立があってはならず、活動の開発または運営に関与してはならない。

クレディ・アグリコ ル・グループ	クレディ・アグリコル・グル ープコミットメント	III. クレディ・アグリコル・グリーン ボンド・フレームワーク	IV. クレディ・アグリコル のグリーンボンド・フ レームワーク	V. 外部検証	VI. 付属資料
---------------------	----------------------------	-------------------------------------	--	---------	----------

5. グループ評価

気候変動緩和への実質的貢献に関する基準および DNSH 基準への適合について、以下のレベルで確認することができる。

- (a) 「指令(EU)2018/2001」第2条(30)項に規定されている森林調達エリアレベル
- (b) 森林活動の持続可能性リスクを評価するのに十分に均質な保有地グループレベル。全ての保有地が相互に持続的な関係を有すること、活動に関与していること、その後の全ての監査において保有地グループが同じであることを条件とする。

1.2. 異常事態後の植林・自然森林再生を含む森林の再生・回復

1. 森林管理計画または同等の文書

1.1. 森林管理計画または同等の文書の対象となるエリアで、国内法の規定に従い、活動が行われている。国内法に森林管理計画または同等の文書の規定がない場合は、FAO の「長期森林管理計画を有する森林エリア」の定義に従っている。

森林管理計画または同等の文書は、10 年以上の期間を対象とし、継続的に更新される。

1.2. 以下の点について、森林管理計画または同等の制度に記載されていない情報を提供する。

- ・ 主な制約を含む管理目標
- ・ 森林サイクル全体で期待される運用を含む、管理目標を達成するために計画された一般的な戦略と活動
- ・ 森林生息地状況の定義(既存および計画中の主な森林樹種を含む)、およびその範囲と分布
- ・ 土地登記簿の広報に従ったエリアの定義
- ・ 区画、道路、通行権、その他の公共アクセス、水路を含む物理的特性、法律やその他の制限を受けているエリア
- ・ 森林生態系の良好な状態を維持するために実施される措置
- ・ 社会問題の検討(景観の保全、国内法に定められた条件に従った利害関係者の協議を含む)
- ・ 森林火災や病害虫の発生などの森林に関連するリスク評価。リスクの予防、低減、管理を目指し、残存リスクに対する保護と適応を確保するための対策を実施する。
- ・ 森林管理に関連するすべての DNSH(重大な悪影響を及ぼさない)基準

1.3. 第 1.1 項で言及された計画に記載されている森林管理システムの持続可能性は、以下のアプローチのうち最も野心的なものを選択することによって確保される。

- ・ 森林管理は、持続可能な森林管理に関する適切な国内規定と一致している。
- ・ 森林管理は、持続可能な森林管理に関する汎欧州森林保護閣僚会議(Forest Europe)の定義と合致し、「持続可能な森林管理のための汎欧州運用レベルガイドライン(Pan-European Operational Level Guidelines for Sustainable Forest Management)」に準拠している。
- ・ 導入されている管理システムが、「指令(EU)2018/2001」第29条(6)に規定された森林持続可能性基準に適合している。かつ、その導入日時点で、同指令の第29条(8)に基づいて採択された森林バイオマスからのエネルギーの運用指針に関する実施法に適合している。

1.4. 活動は、炭素貯蔵量の多い土地の劣化を伴わない。

1.5. 活動に関連して導入されている管理システムは、「規制(EU)No 995/2010」に規定されたデューデリジェンス義務および合法性要件に準拠している。

1.6. 森林管理計画または同等の文書で、計画に含まれる情報(特に対象エリアに関連するデータ)の正確性を確保するためのモニタリングについて規定されている。

クレディ・アグリコ ル・グループ	クレディ・アグリコル・グル ープコミットメント	III. クレディ・アグリコル・グリーン ボンド・フレームワーク	IV. クレディ・アグリコル のグリーンボンド・フ レームワーク	V. 外部検証	VI. 付属資料
---------------------	----------------------------	-------------------------------------	--	---------	----------

2. 気候便益分析

2.1. 「指令(EU)2018/2001」第29条(7)(b)項に従って、森林の炭素蓄積と吸収の水準が長期にわたって維持または強化されるようにするための森林調達エリアレベルの要件に準拠するエリアについては、活動は以下の基準を満たす。

- (a) 気候便益分析により、活動の開始後30年間にその活動によって生み出されたGHG排出量と除去量の正味収支が、その活動がなければ当該エリアで生じたであろう通常業務の慣行に伴う基準値(活動の開始時から30年間のGHG排出量と除去量の収支)を下回ることが実証されている。
- (b) 長期的な気候便益は、「指令(EU)2018/2001」第29条(7)(b)項との整合性の証明によって実証されていると考えられる。

2.2. 「指令(EU)2018/2001」第29条(7)(b)項に従って、森林の炭素蓄積と吸収の水準が長期にわたって維持または強化されるようにするための森林調達エリアレベルの要件に準拠しないエリアについては、その活動は以下の基準を満たす。

- (a) 気候便益分析により、活動の開始後30年間にその活動によって生み出されたGHG排出量と除去量の正味収支が、その活動がなければ当該エリアで生じたであろう通常業務の実行に伴う基準値(活動の開始時から30年間のGHG排出量と除去量の収支)を下回ることが実証されている。
- (b) 活動の長期平均GHGの正味収支の予測値が、2.2項で言及されている基準値の長期平均GHG収支の予測値を下回る。ここで長期とは、100年から森林サイクルの全期間までの長い期間に相当する。

2.3. 気候便益の計算は、以下のすべての基準を満たす。

- (a) 分析は、2006年の「IPCC 国別温室効果ガスインベントリーガイドライン」の2019年改訂版に準拠している。気候便益分析は、透明性、正確性、一貫性、完全性、比較可能性のある情報に基づいており、地上バイオマス、地下バイオマス、枯れ木、ごみ、土壌を含む、活動の影響を受ける全ての炭素プールを対象とする。最も慎重な計算上の仮定を用いており、炭素隔離の非持続性と反転のリスク、飽和リスク、漏洩リスクについて適切な考慮が含まれている。
- (b) 収穫の慣行を含む通常業務の慣行は、以下のうちいずれかに該当する。
 - (I) 活動の開始前に森林管理計画の最新版または同等の文書に記載された管理慣行(ある場合)
 - (II) 活動開始前の直近の通常業務の慣行
 - (III) 「指令(EU)2018/2001」の第29条(7)(b)項の規定に従い、森林地域の炭素蓄積と吸収の水準が長期にわたって維持または強化されるようにする管理システムに対応する慣行。
- (c) 分析の解像度はエリアの規模に比例し、エリアに固有の値が使用される。
- (d) 病害虫の発生、森林火災、風害、暴風による被害など、エリアに影響を与え、性能低下の原因となる自然攪乱により生じる排出と除去は、自然攪乱による排出と除去に関する2006年「IPCC 国内温室効果ガスインベントリーガイドライン」の2019年改訂版に準拠する気候便益分析が実施されている限り、「規制(EU)2020/852」への不適合にはならない。

2.4. 13ha未満の森林保有地は、気候便益分析を行う必要はない。

3. 持続性の保証

3.1. 活動が行われるエリアの森林の状態は、国内法に従い、以下のいずれかの措置によって保証される。

- (a) そのエリアを、FAOによって定義された永久森林に分類する。
- (b) そのエリアを、保護地域に分類する。
- (c) そのエリアを、森林の存続を確約する法律上または契約上の保証の対象とする。

クレディ・アグリコ ル・グループ	クレディ・アグリコ ル・グループ コミットメント	III. クレディ・アグリコ ル・グループ・グリー ンボンド・フレームワーク	IV. クレディ・アグリコ ルのグリーンボンド・フ レームワーク	V. 外部検証	VI. 付属資料
---------------------	--------------------------------	--	--	---------	----------

3.2. 活動の運営者は、国内法に従い、融資対象の活動以降も、森林管理計画または同等の文書の将来の更新で、第2項で特定された気候便益を引き続き追求することを確認する。さらに、第2項で規定される気候便益が低減した場合、活動の運営者は、本規則で定める林業活動のいずれかに該当する活動の実施から生じる同等の気候便益により補うことを確認する。

4. 監査

活動開始後2年以内、およびその後10年ごとに、活動が気候変動緩和への実質的貢献基準およびDNSH基準に準拠していることを、以下のいずれかにより検証する。

- (a) 関連する国の管轄当局
- (b) 国の当局または活動の運営者の要請による、独立した第三者認証機関。

コストを削減するために、森林認証、気候認証、またはその他の監査と併せて監査を実施することができる。

独立した第三者認証機関は、所有者または資金提供者と利害の対立があってはならず、活動の開発または運営に関与してはならない。

5. グループ評価

気候変動緩和への実質的貢献に関する基準およびDNSH基準への適合について、以下のレベルで確認することができる。

- (a) 「指令(EU)2018/2001」第2条(30)項に規定されている森林調達エリアレベル
- (b) 森林活動の持続可能性リスクを評価するのに十分に均質な保有地グループレベル。全ての保有地が相互に持続的な関係を有すること、活動に関与していること、その後の全ての監査において保有地グループが同じであることを条件とする。

1.3. 森林管理

1. 森林管理計画または同等の文書

1.1. 森林管理計画または同等の文書の対象となるエリアで、国内法の規定に従い、活動が行われている。国内法に森林管理計画または同等の文書の規定がない場合は、FAOの「長期森林管理計画を有する森林エリア」の定義に従っている。

森林管理計画または同等の文書は、10年以上の期間を対象とし、継続的に更新される。

1.2. 以下の点について、森林管理計画または同等の制度に記載されていない情報を提供する。

- (a) 主な制約を含む管理目標
- (b) 森林サイクル全体で期待される運用を含む、管理目標を達成するために計画された一般的な戦略と活動
- (c) 森林生息地状況の定義(既存および計画中の主な森林樹種を含む)、およびその範囲と分布
- (d) 土地登記簿の広報に従ったエリアの定義
- (e) 区画、道路、通行権、その他の公共アクセス、水路を含む物理的特性、法律やその他の制限を受けているエリア
- (f) 森林生態系の良好な状態を維持するために実施される措置
- (g) 社会問題の検討(景観の保全、国内法に定められた条件に従った利害関係者の協議を含む)
- (h) 森林火災や病害虫の発生などの森林に関連するリスク評価。リスクの予防、低減、管理を目指し、残存リスクに対する保護と適応を確保するための対策を実施する。
- (i) 森林管理に関連するすべてのDNSH(重大な悪影響を及ぼさない)基準。

クレディ・アグリコ ル・グループ	クレディ・アグリコル・グル ープコミットメント	III. クレディ・アグリコル・グリーン ボンド・フレームワーク	IV. クレディ・アグリコ ルのグリーンボンド・フ レームワーク	V. 外部検証	VI. 付属資料
---------------------	----------------------------	-------------------------------------	--	---------	----------

1.3. 第 1.1 項で言及された計画に記載されている森林管理システムの持続可能性は、以下のアプローチのうち最も野心的なものを選択することによって確保される。

- (a) 森林管理は、持続可能な森林管理に関する適切な国内規定と一致している。
- (b) 森林管理は、持続可能な森林管理に関する汎欧州森林保護閣僚会議 (Forest Europe) の定義と合致し、「持続可能な森林管理のための汎欧州運用レベルガイドライン (Pan-European Operational Level Guidelines for Sustainable Forest Management)」に準拠している。
- (c) 導入されている管理システムが、「指令 (EU) 2018/2001」第 29 条 (6) に規定された森林持続可能性基準に適合している。かつ、その導入日時点で、同指令の第 29 条 (8) に基づいて採択された森林バイオマスからのエネルギーの運用指針に関する実施法に適合している。

1.4. 活動は、炭素貯蔵量の多い土地の劣化を伴わない。

1.5. 活動に関連して導入されている管理システムは、「規制 (EU) No 995/2010」に規定されたデューデリジェンス義務および合法性要件に準拠している。

1.6. 森林管理計画または同等の文書で、計画に含まれる情報 (特に対象エリアに関連するデータ) の正確性を確保するためのモニタリングについて規定されている。

2. 気候便益分析

2.1. 「指令 (EU) 2018/2001」第 29 条 (7) (b) 項に従って、森林の炭素蓄積と吸収の水準が長期にわたって維持または強化されるようにするための森林調達エリアレベルの要件に準拠するエリアについては、活動は以下の基準を満たす。

- (a) 気候便益分析により、活動の開始後 30 年間にその活動によって生み出された GHG 排出量と除去量の正味収支が、その活動がなければ当該エリアで生じたであろう通常業務の慣行に伴う基準値 (活動の開始時から 30 年間の GHG 排出量と除去量の収支) を下回ることが実証されている。
- (b) 長期的な気候便益は、「指令 (EU) 2018/2001」第 29 条 (7) (b) 項との整合性の証明によって実証されていると考えられる。

2.2. 「指令 (EU) 2018/2001」第 29 条 (7) (b) 項に従って、森林の炭素蓄積と吸収の水準が長期にわたって維持または強化されるようにするための森林調達エリアレベルの要件に準拠しないエリアについては、その活動は以下の基準を満たす。

- (a) 気候便益分析により、活動の開始後 30 年間にその活動によって生み出された GHG 排出量と除去量の正味収支が、その活動がなければ当該エリアで生じたであろう通常業務の実行に伴う基準値 (活動の開始時から 30 年間の GHG 排出量と除去量の収支) を下回ることが実証されている。
- (b) 活動の長期平均 GHG の正味収支の予測値が、2.2 項で言及されている基準値の長期平均 GHG 収支の予測値を下回る。ここで長期とは、100 年から森林サイクルの全期間までの長い期間に相当する。

2.3. 気候便益の計算は、以下のすべての基準を満たす。

- (a) 分析は、2006 年の「IPCC 国別温室効果ガスインベントリガイドライン」の 2019 年改訂版に準拠している。気候便益分析は、透明性、正確性、一貫性、完全性、比較可能性のある情報に基づいており、地上バイオマス、地下バイオマス、枯れ木、ごみ、土壌を含む、活動の影響を受ける全ての炭素プールを対象とする。最も慎重な計算上の仮定を用いており、炭素隔離の非持続性と反転のリスク、飽和リスク、漏洩リスクについて適切な考慮が含まれている。
- (b) 収穫の慣行を含む通常業務の慣行は、以下のうちいずれかに該当する。
 - (I) 活動の開始前に森林管理計画の最新版または同等の文書に記載された管理慣行 (ある場合)
 - (II) 活動開始前の直近の通常業務の慣行
 - (III) 「指令 (EU) 2018/2001」の第 29 条 (7) (b) 項の規定に従い、森林地域の炭素蓄積と吸収の水準が長期にわたって維持または強化されるようにする管理システムに対応する慣行。
- (c) 分析の解像度はエリアの規模に比例し、エリアに固有の値が使用される。

クレディ・アグリコ ル・グループ	クレディ・アグリコル・グル ープコミットメント	III. クレディ・アグリコル・グリーン ボンド・フレームワーク	IV. クレディ・アグリコル のグリーンボンド・フ レームワーク	V. 外部検証	VI. 付属資料
---------------------	----------------------------	-------------------------------------	--	---------	----------

- (d) 病害虫の発生、森林火災、風害、暴風による被害など、エリアに影響を与え、性能低下の原因となる自然攪乱により生じる排出と除去は、自然攪乱による排出と除去に関する 2006 年「IPCC 国内温室効果ガスインベントリーガイドライン」の 2019 年改訂版に準拠する気候便益分析が実施されている限り、「規制(EU)2020/852」への不適合にはならない。

2.4.13ha 未満の森林保有地は、気候便益分析を行う必要はない。

3. 持続性の保証

3.1. 活動が行われるエリアの森林の状態は、国内法に従い、以下のいずれかの措置によって保証される。

- (a) そのエリアを、FAO によって定義された永久森林に分類する。
- (b) そのエリアを、保護地域に分類する。
- (c) そのエリアを、森林の存続を確約する法律上または契約上の保証の対象とする。

3.2. 活動の運営者は、国内法に従い、融資対象の活動以降も、森林管理計画または同等の文書の将来の更新で、第 2 項で特定された気候便益を引き続き追求することを確約する。さらに、第 2 項で規定される気候便益が低減した場合、活動の運営者は、本規則で定める林業活動のいずれかに該当する活動の実施から生じる同等の気候便益により補うことを確約する。

4. 監査

活動開始後 2 年以内、およびその後 10 年ごとに、活動が気候変動緩和への実質的貢献基準および DNSH 基準に準拠していることを、以下のいずれかにより検証する。

- (a) 関連する国の管轄当局
- (b) 国の当局または活動の運営者の要請による、独立した第三者認証機関。

コストを削減するために、森林認証、気候認証、またはその他の監査と併せて監査を実施することができる。

独立した第三者認証機関は、所有者または資金提供者と利害の対立があってはならず、活動の開発または運営に関与してはならない。

5. グループ評価

気候変動緩和への実質的貢献に関する基準および DNSH 基準への適合について、以下のレベルで確認することができる。

- (a) 「指令(EU)2018/2001」第 2 条(30)項に規定されている森林調達エリアレベル
- (b) 森林活動の持続可能性リスクを評価するのに十分に均質な保有地グループレベル。全ての保有地が相互に持続的な関係を有すること、活動に関与していること、その後の全ての監査において保有地グループが同じであることを条件とする。

1.4. 保全林業

1. 森林管理計画または同等の文書

1.1. 森林管理計画または同等の文書の対象となるエリアで、国内法の規定に従い、活動が行われている。国内の規制に森林管理計画の規定がない場合は、FAO の「長期森林管理計画を有する森林エリア」の定義に従っている。

森林管理計画または同等の文書は、10 年以上の期間を対象とし、継続的に更新される。

1.2. 以下の点について、森林管理計画または同等の制度に記載されていない情報を提供する。

- (a) 主な制約を含む管理目標
- (b) 森林サイクル全体で期待される活動を含む、管理目標を達成するために計画された一般的な戦略と活動
- (c) 現地の森林生態系の状況に応じた森林生息地状況の定義、既存および計画中の主な森林樹種、およびその範囲と分布
- (d) 土地登記簿の広報に従ったエリアの定義

クレディ・アグリコ ル・グループ	クレディ・アグリコル・グル ープコミットメント	III. クレディ・アグリコル・グリーン ボンド・フレームワーク	IV. クレディ・アグリコル のグリーンボンド・フ レームワーク	V. 外部検証	VI. 付属資料
---------------------	----------------------------	-------------------------------------	--	---------	----------

- (e) 区画、道路、通行権、その他の公共アクセス、水路を含む物理的特性、法律やその他の制限を受けているエリア
- (f) 森林生態系の良好な状態を維持するために実施される措置
- (g) 社会問題の検討（景観の保全、国内法に定められた条件に従った利害関係者の協議を含む）
- (h) 森林火災や病害虫の発生などの森林に関連するリスク評価。リスクの予防、低減、管理を目指し、残存リスクに対する保護と適応を確保するための対策を実施する。
- (i) 森林管理に関連するすべての DNSH（重大な悪影響を及ぼさない）。

1.3. 森林管理計画または同等の文書

- (a) FAO の定義に基づく土壌と水の保護、生物多様性の保全または社会サービスに該当する主要な指定管理目標を示している。
- (b) 森林の自然プロセスを強化する生物多様性に配慮した慣行を推進する。
- (c) 次の分析が含まれる。
 - (I) 生息地の保全および関連する生息地の多様性への影響と圧力
 - (II) 土壌への影響を最小限に抑える収穫条件
 - (III) 狩猟・漁業、農業、牧畜、林業、工業、鉱業、商業活動など、保全目的に影響を及ぼすその他の活動

1.4. 第 1.1 項で言及された計画に記載されている森林管理システムの持続可能性は、以下のアプローチのうち最も野心的なものを選択することによって確保される。

- (a) 森林管理は、持続可能な森林管理に関する国内規定（ある場合）と一致している。
- (b) 森林管理は、持続可能な森林管理に関する汎欧州森林保護閣僚会議（Forest Europe）の定義と合致し、「持続可能な森林管理のための汎欧州運用レベルガイドライン（Pan-European Operational Level Guidelines for Sustainable Forest Management）」に準拠している。
- (c) 導入されている管理システムが、「指令（EU）2018/2001」第 29 条（6）に規定された森林持続可能性基準に適合している。かつ、その導入日時点で、同指令の第 29 条（8）に基づいて採択された森林バイオマスからのエネルギーの運用指針に関する実施法に適合している。

1.5. 活動は、炭素貯蔵量の多い土地の劣化を伴わない。

1.6. 活動に関連して導入されている管理システムは、「規制（EU）No 995/2010」に規定されたデューデリジェンス義務および合法性要件に準拠している。

1.7. 森林管理計画または同等の文書で、計画に含まれる情報（特に対象エリアに関連するデータ）の正確性を確保するためのモニタリングについて規定されている。

2. 気候便益分析

2.1. 「指令（EU）2018/2001」第 29 条（7）（b）項に従って、森林の炭素蓄積と吸収の水準が長期にわたって維持または強化されるようにするための森林調達エリアレベルの要件に準拠するエリアについては、活動は以下の基準を満たす。

- (a) 気候便益分析により、活動の開始後 30 年間にその活動によって生み出された GHG 排出量と除去量の正味収支が、その活動がなければ当該エリアで生じたであろう通常業務の慣行に伴う基準値（活動の開始時から 30 年間の GHG 排出量と除去量の収支）を下回ることが実証されている。
- (b) 長期的な気候便益は、「指令（EU）2018/2001」第 29 条（7）（b）項との整合性の証明によって実証されていると考えられる。

クレディ・アグリコ ル・グループ	クレディ・アグリコル・グル ープコミットメント	III. クレディ・アグリコル・グリーン ボンド・フレームワーク	IV. クレディ・アグリコル のグリーンボンド・フ レームワーク	V. 外部検証	VI. 付属資料
---------------------	----------------------------	-------------------------------------	--	---------	----------

2.2.「指令(EU)2018/2001」第 29 条(7)(b)項に従って、森林の炭素蓄積と吸収の水準が長期にわたって維持または強化されるようにするための森林調達エリアレベルの要件に準拠しないエリアについては、その活動は以下の基準を満たす。

- (a) 気候便益分析により、活動の開始後 30 年間にその活動によって生み出された GHG 排出量と除去量の正味収支が、その活動がなければ当該エリアで生じたであろう通常業務の実行に伴う基準値(活動の開始時から 30 年間の GHG 排出量と除去量の収支)を下回ることが実証されている。
- (b) 活動の長期平均 GHG の正味収支の予測値が、2.2 項で言及されている基準値の長期平均 GHG 収支の予測値を下回る。ここで長期とは、100 年から森林サイクルの全期間までの長い期間に相当する。

2.3.気候便益の計算は、以下のすべての基準を満たす。

- (a) 分析は、2006 年の「IPCC 国別温室効果ガスインベントリーガイドライン」の 2019 年改訂版に準拠している。気候便益分析は、透明性、正確性、一貫性、完全性、比較可能性のある情報に基づいており、地上バイオマス、地下バイオマス、枯れ木、ごみ、土壌を含む、活動の影響を受ける全ての炭素プールを対象とする。最も慎重な計算上の仮定を用いており、炭素隔離の非永続性と反転のリスク、飽和リスク、漏洩リスクについて適切な考慮が含まれている。
- (b) 収穫慣行を含む通常業務は、以下のうちいずれかに該当する。
 - (I) 活動の開始前に森林管理計画の最新版または同等の文書に記載された管理慣行(ある場合)
 - (II) 活動開始前の直近の通常業務の慣行
 - (III) 「指令(EU)2018/2001」の第 29 条(7)(b)項の規定に従い、森林地域の炭素蓄積と吸収の水準が長期にわたって維持または強化されるようにする管理システムに対応する慣行。
- (c) 分析の解像度はエリアの規模に比例し、エリアに固有の値が使用される。
- (d) 病害虫の発生、森林火災、風害、暴風による被害など、エリアに影響を与え、性能低下の原因となる自然攪乱により生じる排出と除去は、自然攪乱による排出と除去に関する 2006 年「IPCC 国内温室効果ガスインベントリーガイドライン」の 2019 年改訂版に準拠する気候便益分析が実施されている限り、「規制(EU)2020/852」の基準への不適合にはならない。

2.4.13ha 未満の森林保有地は、気候便益分析を行う必要はない。

3. 持続性の保証

3.1.活動が行われるエリアの森林の状態は、国内法に従い、以下のいずれかの措置によって保証される。

- (a) そのエリアを、FAO によって定義された永久森林に分類する。
- (b) そのエリアを、保護地域に分類する。
- (c) そのエリアを、森林の存続を確約する法律上または契約上の保証の対象とする。

3.2.活動の運営者は、国内法に従い、融資対象の活動以降も、森林管理計画または同等の文書の将来の更新で、第 2 項で特定された気候便益を引き続き追求することを確約する。さらに、第 2 項で規定される気候便益が低減した場合、活動の運営者は、本規則で定める林業活動のいずれかに該当する活動の実施から生じる同等の気候便益により補うことを確約する。

クレディ・アグリコ ル・グループ	クレディ・アグリコル・グル ープコミットメント	III. クレディ・アグリコル・グリーン ボンド・フレームワーク	IV. クレディ・アグリコル のグリーンボンド・フ レームワーク	V. 外部検証	VI. 付属資料
---------------------	----------------------------	-------------------------------------	--	---------	----------

4. 監査

活動開始後 2 年以内、およびその後 10 年ごとに、活動が気候変動緩和への実質的貢献基準および DNSH 基準に準拠していることを、以下のいずれかにより検証する。

- (a) 関連する国の管轄当局
- (b) 国の当局または活動の運営者の要請による、独立した第三者認証機関。

コストを削減するために、森林認証、気候認証、またはその他の監査と併せて監査を実施することができる。

独立した第三者認証機関は、所有者または資金提供者と利害の対立があってはならず、活動の開発または運営に関与してはならない。

5. グループ評価

気候変動緩和への実質的貢献に関する基準および DNSH 基準への適合について、以下のレベルで確認することができる。

- (a) 「指令 (EU) 2018/2001」第 2 条 (30) 項に規定されている森林調達エリアレベル
- (b) 森林活動の持続可能性リスクを評価するのに十分に均質な森林保有地グループレベル。全ての保有地が相互に永続的な関係を有すること、活動に関与していること、その後の全ての監査において保有地グループが同じであることを条件とする。

クレディ・アグリコ ル・グループ	クレディ・アグリコル・グル ープコミットメント	III. クレディ・アグリコル・グリーン ボンド・フレームワーク	IV. クレディ・アグリコル のグリーンボンド・フ レームワーク	V. 外部検証	VI. 付属資料
---------------------	----------------------------	-------------------------------------	--	---------	----------



3.2. 水素の製造・使用のための装置の製造

対象経済活動は、本附則の第 3.10 項に規定された技術的スクリーニング基準に適合する水素製造装置および水素使用装置を製造する。

3.4. バッテリー製造

対象経済活動は、二次原料を利用したものを含む二次電池、電池パック、蓄電池（およびそれぞれの部品）を製造し、輸送や、定置型およびオフグリッドのエネルギー貯蔵、その他の産業用途における GHG 排出を実質的に削減する。

対象経済活動は、使用済み電池をリサイクルする。

3.10. 水素の製造

「指令(EU)2018/2001」の第 25 条(2)および附則 V で規定されたアプローチに従い、活動のライフサイクル GHG 排出量が、化石燃料の比較基準である「94g CO₂e/MJ」と比べ、水素では 73.4%(ライフサイクル GHG 排出量が 3tCO₂e/tH₂ 未満となる)、水素ベース合成燃料では 70%というライフサイクル GHG 排出削減要件を満たしている。ライフサイクル GHG 排出削減量の算出には、「指令(EU)2018/2001」の第 28 条(5)で言及されている方法、あるいは「ISO 14067:2018119」または「ISO 14064-1:2018」が用いられている。

定量化されたライフサイクル GHG 排出削減量は、「指令(EU)2018/2001」第 30 条(該当する場合)に従って、あるいは独立した第三者によって検証される。

その他の方法により製造プロセスで排出される CO₂ が地下貯蔵の目的で回収される場合は、本附則の第 5.11 項および第 5.12 項にそれぞれ定める技術的スクリーニング基準に従って CO₂ を地下に輸送し、貯蔵する。

クレディ・アグリコ ル・グループ	クレディ・アグリコル・グル ープコミットメント	III. クレディ・アグリコル・グリーン ボンド・フレームワーク	IV. クレディ・アグリコ ルのグリーンボンド・フ レームワーク	V. 外部検証	VI. 付属資料
---------------------	----------------------------	-------------------------------------	--	---------	----------



4.1. 太陽光発電

活動は、PV 技術を利用した発電である。

4.2. 集光型太陽光発電(CSP)技術による発電

活動は、CSP 技術を利用した発電である。

4.3. 風力発電

活動は、風力を利用した発電である。

4.4. 海洋エネルギー技術による発電

活動は、海洋エネルギーを利用した発電である。

4.5. 水力発電

活動は、以下の基準のいずれかを満たしている。

- (a) 発電設備は流れ込み式水力発電所であり、人工貯水池方式ではない。
- (b) 発電設備の電力密度が 5 W/m^2 を上回る。
- (c) 水力発電によるライフサイクル GHG 排出量は $100\text{gCO}_2\text{e/kWh}$ 未満である。ライフサイクル GHG 排出量を算出する際は、「勧告 2013/179/EU」を用いるか、代わりに「ISO 14067:2018」、「ISO 14064-1:2018」、または G-res ツールを用いる。定量化されたライフサイクル GHG 排出量は、独立した第三者機関によって検証される。

4.6. 地熱発電

地熱発電によるライフサイクル GHG 排出量は $100\text{gCO}_2\text{e/kWh}$ 未満である。ライフサイクル GHG 排出削減量を算出する際は、「委員会勧告 2013/179/EU」を用いるか、代わりに「ISO 14067:2018」、「ISO 14064-1:2018」を用いる。定量化されたライフサイクル GHG 排出量は、独立した第三者機関によって検証される。

クレディ・アグリコ ル・グループ	クレディ・アグリコル・グル ープコミットメント	III. クレディ・アグリコル・グリーン ボンド・フレームワーク	IV. クレディ・アグリコル のグリーンボンド・フ レームワーク	V. 外部検証	VI. 付属資料
---------------------	----------------------------	-------------------------------------	--	---------	----------

4.8. バイオエネルギー発電

- 活動で使用される農業バイオマスは、「指令(EU)2018/2001」第29条2項～5項に規定された基準に適合する。活動で使用される森林バイオマスは、同指令の第29条6項、7項に規定された基準に適合する。
- バイオマスの使用による温室効果ガス排出削減は、「指令(EU)2018/2001」の附則VIに規定されたGHG削減方法および比較対象の化石燃料と比べ、少なくとも80%である。
- 設備が有機物質の嫌気性消化に依存している場合、消化物の生産は、本附則の第5.6項の基準、ならびに該当する場合は第5.7項の基準1および2を満たす。
- 第1項および第2項は、総定格熱入力が2MW未満で、ガス状バイオマス燃料を使用する発電設備には適用されない。
- 総定格熱入力が50MW～100MWの発電設備の場合、活動は、高効率コージェネレーション技術を適用する。あるいは、電力のみの設備の場合、活動は、関連する最新の利用可能な最良の技術(BAT)の結論(大型燃焼プラントに利用可能な最良の技術(BAT)の結論を含む)で規定された利用可能な最良の技術(BAT-AEL)の範囲に関連するエネルギー効率レベルを満たす。
- 総定格熱入力が100MWを超える発電設備の場合、活動は以下の基準のうち1つ以上を満たす。
 - 電気効率36%以上を達成する。
 - 「欧州議会・理事会指令2012/27/EU」で言及されている高効率のCHP(熱電併給)技術を適用する。
 - 炭素回収貯蔵技術を利用する。その他の方法により発電プロセスで排出されるCO₂が地下貯蔵の目的で回収される場合は、本附則の第5.11項および第5.12項にそれぞれ定める技術的スクリーニング基準に従ってCO₂を地下に輸送し、貯蔵する。

4.9. 送電・配電

活動は、以下の基準のいずれかを満たしている。

- 送電・配電のインフラストラクチャーまたは設備が、以下の基準のうち1つ以上を満たす電力システムに含まれる。
 - システムは、相互に接続された欧州システム(加盟国、ノルウェー、スイス、英国を相互に接続する管理エリア)、およびその下位システムである。
 - システム内で新たに可能になった発電能力の67%以上が、5年ごとの期間で、発電基準に従ってライフサイクルベースで測定される発電基準値「100 gCO₂e/kWh」を下回っている。
 - システムに接続された発電による年間総排出量を、そのシステムの年間正味発電量の合計で除した平均システムグリッド排出係数が、5年間ごとの期間で、発電基準に従ってライフサイクルベースで測定される基準値「100 gCO₂e/kWh」を下回っている。

変電所またはネットワークと、ライフサイクルベースで測定された温室効果ガスの集約度が100 gCO₂e/kWhを超える発電所との間の直接接続の新設、あるいは既存の直接接続の拡大に特化したインフラストラクチャーは、適合しない。

「指令(EU)2019/944」第20条のスマート計測システムの要件を満たさない計測インフラストラクチャーの設置は、適合していない。

- 活動は、以下のいずれかに該当する。
 - ライフサイクルベースで測定される基準値「100 gCO₂e/kWh」を下回る低炭素発電を、変電所またはネットワークまで直接接続する設備の建設・運用、または既存の直接接続設備の拡大。
 - 輸送の電動化のための電気自動車(EV)充電ステーションと、それを支える電気インフラの建設と運用。本附則の輸送セクションに基づく技術的スクリーニング基準を満たしていることを条件とする。

クレディ・アグリコ ル・グループ	クレディ・アグリコル・グル ープコミットメント	III. クレディ・アグリコル・グリーン ボンド・フレームワーク	IV. クレディ・アグリコル のグリーンボンド・フ レームワーク	V. 外部検証	VI. 付属資料
---------------------	----------------------------	-------------------------------------	--	---------	----------

- (c) 「欧州委員会規制(EU) No 548/2014」の附則 I に規定された Tier 2 (2021 年 7 月 1 日) 要件に適合する送配電変圧器の設置。また、装置の最高電圧が 36 kV 以下の中電力変圧器については、規格 EN 50588-1 に規定された無負荷損失に関する AAA 0 レベル要件に適合する送配電変圧器の設置。
- (d) 再生可能エネルギー発電またはその利用の拡大を主な目的とする設備およびインフラの建設、設置、運用。
- (e) 電力システムの制御性と可観測性を向上させ、再生可能エネルギー源の開発と統合を可能にする設備の設置。以下のものが含まれる。
 - (I) センサーおよび測定ツール(再生可能エネルギー生産予測のための気象センサーを含む)
 - (II) 通信と制御(高度なソフトウェアと制御室、変電所やフィーダーの自動化、より分散化された再生可能な供給に対応するための電圧制御機能など)
- (f) 欧州議会・理事会の「指令(EU) 2019/944」第 19 条(6)に沿った、将来のスマート計測システムまたはそれに代わるシステムなどの装置の設置。装置は、「指令(EU) 2019/944」第 20 条の要件を満たし、消費に遠隔から対応するための情報をユーザーに伝達することができる(顧客データハブを含む)。ただし、これらに限定されない。
- (g) 特に再生可能な電力を利用者間で交換するための設備の建設・設置
- (h) 送電システム間のインターコネクターの建設と運用。ただし、いずれかのシステムが準拠していることを条件とする。

本セクションにおいて、以下の仕様が適用される。

- (a) 基準値への適合性の決定に使用される 5 年ごとの期間は、最新データが入手可能な年を含む過去の 5 年連続の期間に基づく。
- (b) 「システム」とは、インフラストラクチャーまたは装置が設置されている送配電網の電力制御領域を指す。
- (c) 送電システムには、下位の配電システムに接続された発電容量を含めることができる。
- (d) 完全な脱炭素化に向けた軌道上にあるとみなされる送電システムに従属する配電システムも、完全な脱炭素化に向けた軌道上にあるとみなすことができる。
- (e) 適合性を判断する際、相互に接続された複数の制御エリアをカバーし、その間で多量のエネルギーが交換されるシステムを検討することが可能である。その場合、全ての対象制御エリア全体の加重平均排出係数が使用され、そのシステム内の個々の下位送配電システムが個別に適合性を証明する必要はない。
- (f) 以前に適合していたシステムが不適合になる可能性がある。不適合になったシステムでは、それ以降、システムが再び基準値に適合するまで(常に適合している活動を除き、上記を参照)、新たな送配電の活動は適合しない。下位システムにおける活動は、その下位システムが本セクションの基準を満たしていれば、引き続き準拠しているとみなされる可能性がある。
- (g) 発電所への直接接続、または既存の直接接続の拡大には、発電設備から変電所またはネットワークへ関連電力を輸送するために不可欠なインフラが含まれる。

4.10. 蓄電

活動は、揚水発電を含む電力貯蔵の建設と運用である。

化学エネルギーの貯蔵が活動に含まれる場合、貯蔵媒体(水素やアンモニアなど)は、本附則の 3.7 項～3.17 項に規定された対応する製品の製造基準に準拠している。水素を蓄電として使用する場合、水素が本附則の第 3.10 項に規定された技術的スクリーニング基準を満たすならば、水素の再電化も活動の一部とみなされる。

クレディ・アグリコ ル・グループ	クレディ・アグリコル・グル ープコミットメント	III. クレディ・アグリコル・グリーン ボンド・フレームワーク	IV. クレディ・アグリコル のグリーンボンド・フ レームワーク	V. 外部検証	VI. 付属資料
---------------------	----------------------------	-------------------------------------	--	---------	----------

4.11. 熱エネルギーの貯蔵

活動は、地下蓄熱(UTES)や帯水層熱エネルギー貯蔵(ATES)を含む熱エネルギーの貯蔵である。

4.13. 輸送用のバイオガスとバイオ燃料の製造およびバイオリキッドの製造

1. 輸送用のバイオガスまたはバイオ燃料の製造、およびバイオリキッドの製造に使用される農業バイオマスは、「指令(EU)2018/2001」第29条2項～5項に定める基準を満たす。輸送用のバイオガスまたはバイオ燃料の製造、およびバイオリキッドの製造に使用される森林バイオマスは、同指令第29条6項および7項に定める基準を満たす。

輸送用のバイオ燃料の製造およびバイオリキッドの製造に、食料や飼料作物は使われていない。

2. 輸送用のバイオ燃料とバイオガスの製造、およびバイオリキッドの製造による温室効果ガス排出削減は、「指令(EU)2018/2001」の附則Vに規定されたGHG削減方法および比較対象の化石燃料と比べ、少なくとも65%である。

3. バイオガスの製造が有機物質の嫌気性消化に依存している場合、消化物の生産は、本附則の第5.6項の基準、ならびに該当する場合は第5.7項の基準1および2を満たす。

4. その他の方法により製造プロセスで排出されるCO₂が地下貯蔵の目的で回収される場合は、本附則の第5.11項および第5.12項に定める技術的スクリーニング基準に従ってCO₂を地下に輸送し、貯蔵する。

4.14. 再生可能かつ低炭素のガスの供給網

1. 活動は、以下のいずれかに該当する。

- (a) 水素またはその他の低炭素ガス専用の新たな供給網の建設または運用
- (b) 既存の天然ガスネットワークから水素100%への転換、転用
- (c) 水素およびその他の低炭素ガスを供給網に統合させるガス供給網の改修(ガスシステムにおける水素やその他の低炭素ガスの混合を増加させるガス供給網の活動を含む)

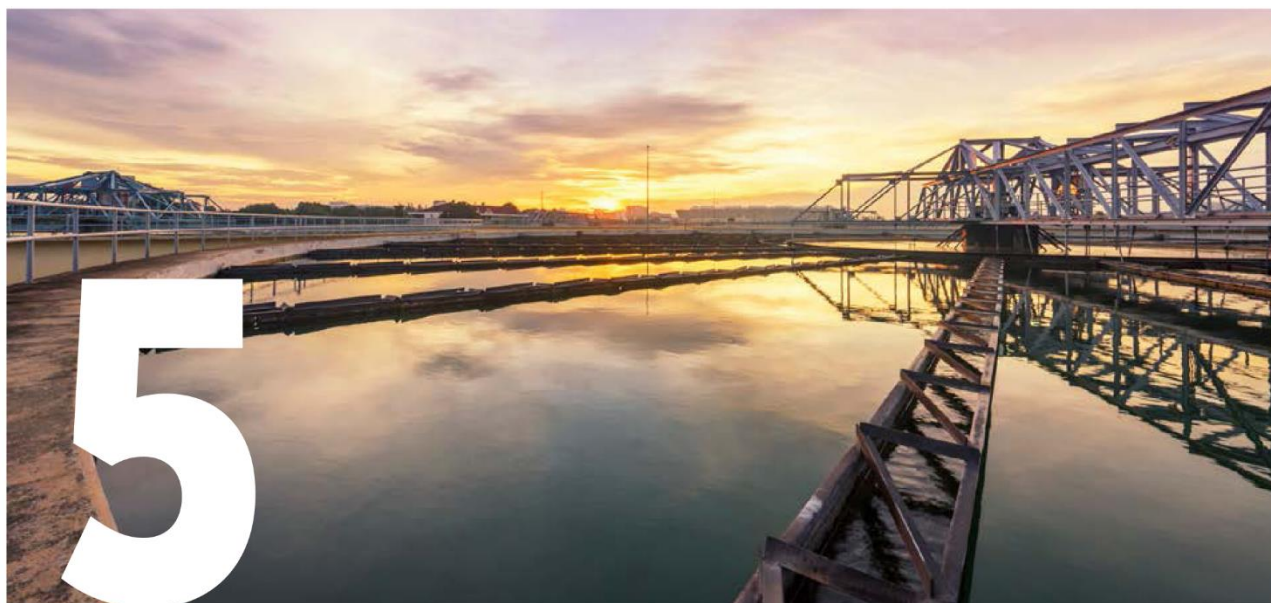
2. 活動には、メタン漏洩を低減するために、既存のガスパイプラインやその他のネットワーク要素の漏洩を検出し、修復することが含まれる。

4.15. 地域暖房/冷房の分布

活動は、以下の基準のいずれかを満たしている。

- (a) 冷暖房を分配するためのパイプラインおよび関連インフラストラクチャーの建設と運転について、「指令2012/27/EU」第2条41項に規定された効率的な地域冷暖房システムの定義を満たしている。
- (b) 冷暖房を分配するためのパイプラインおよび関連インフラストラクチャーの改修について、「指令2012/27/EU」第2条41項に規定された効率的な地域冷暖房の定義をシステムが満たすようにするための投資が、3年以内に開始される。発電とネットワークの両方に従事する運営者の場合は、契約上の義務または同等のものによる裏付けのもとで行われる。
- (c) 活動は以下に該当する。
 - (i) 低温域への修正
 - (ii) 高度なパイロットシステム(制御・エネルギー管理システム、モノのインターネット(IoT))

クレディ・アグリコ ル・グループ	クレディ・アグリコル・グル ープコミットメント	III. クレディ・アグリコル・グリーン ボンド・フレームワーク	IV. クレディ・アグリコル のグリーンボンド・フ レームワーク	V. 外部検証	VI. 付属資料
---------------------	----------------------------	-------------------------------------	--	---------	----------



5.1. 水の回収・処理・供給システムの新設・増設・運用

水の供給システムが以下の基準のうちいずれかを満たしていること

- (a) 取水と処理のための正味平均エネルギー消費量が、生産される水供給 1 立方メートル当たり 0.5 kWh 以下である。正味エネルギー消費量は、排出源管理(汚染物質の負荷投入量)や、適切な場合はエネルギー生成(水力、太陽光、風力などのエネルギー)などのエネルギー消費量を削減する措置を考慮に入れることができる。
- (b) 漏洩レベルは、インフラストラクチャー漏洩指数 (ILI) 評価方法を用いて算出され、基準値は 1.5 以下である。あるいは、別の適切な方法を用いて算出され、基準値は「欧州議会・理事会指令 (EU) 2020/2184」第 4 条に従って設定される。この計算は、工事が実施される水供給 (配水) 網の範囲全体、すなわち、水供給域レベル、地区検針区域 (DMA)、または圧力管理区域 (PMA) で適用される。

5.2. 水の回収・処理・供給システムの更新

水の供給システムの更新は、次のいずれかの方法でエネルギー効率の向上につながる。

- (a) システムの正味平均エネルギー消費量を、3 年間の平均基準性能と比べて 20% 以上減少させること (取水と処理を含む)。生産される水供給 1 立方メートル当たりの kWh で測定される。
- (b) インフラストラクチャー漏洩指数 (ILI) 評価法および ILI 1.5 を使用して計算される 3 年平均の現状の漏洩レベル、あるいは別の適切な方法を使用して計算される 3 年平均の現状の漏洩レベルと、「指令 (EU) 2020/2184」第 4 条に従って設定された基準値との差を 20% 以上埋めること。3 年間の平均漏洩レベルは、工事が実施される水供給 (配水) 網の範囲全体、すなわち、地区検針区域 (DMA) または圧力管理区域 (PMA) で更新された水供給 (配水) 網全体にわたって算出される。

クレディ・アグリコ ル・グループ	クレディ・アグリコル・グル ープコミットメント	III. クレディ・アグリコル・グリーン ボンド・フレームワーク	IV. クレディ・アグリコル のグリーンボンド・フ レームワーク	V. 外部検証	VI. 付属資料
---------------------	----------------------------	-------------------------------------	--	---------	----------

5.3. 廃水回収・処理の新設・増設・運用

1. 廃水処理プラントの正味エネルギー消費量は、以下の値以下である。

- (a) 処理プラントの性能が人口当量(p.e.)10,000 人未満の場合、人口 1 人当たり年間 35kWh
- (b) 処理プラントの性能が人口当量(p.e.)10,000 人～100,000 人の場合、人口 1 人当たり年間 25kWh
- (c) 処理プラントの性能が人口当量(p.e.)100,000 人超の場合、人口 1 人当たり年間 20kWh

廃水処理プラントの運転に伴う正味エネルギー消費量は、排出源管理(雨水または汚染物質の負荷投入量の削減)と、適切な場合はシステム内のエネルギー生成(水力、太陽光、熱、風力などのエネルギー)に伴うエネルギー消費量を削減する措置を考慮に入れることができる。

2. GHG 集約度が高い処理システム(浄化槽や嫌気性ラグーンなど)に代わる廃水処理プラント、または回収システムを備えた廃水処理プラントを建設、拡張するために、GHG 直接排出量の評価が実施される。投資家や顧客の要求に応じて結果が開示される。

5.4. 廃水回収・処理の更新

1. 回収システムの更新により、年間ベースで実証された 3 年間の平均基準性能と比べて、平均エネルギー消費量を 20%削減し、エネルギー効率を向上させる。エネルギー消費の減少は、プロジェクトのレベル(回収システムの更新)または下流の廃水集積全体(下流の収集システム、処理施設、廃水の排出など)で説明することができる。
2. 廃水処理プラントの更新により、年間ベースで実証された 3 年間の平均基準性能と比べて、平均エネルギー消費量を 20%削減し、エネルギー効率を向上させる。
3. 第 1 項および第 2 項においてシステムの正味エネルギー消費量を算出する際は、排出源管理(雨水または汚染物質の負荷投入量の削減)と、適切な場合はシステム内のエネルギー生成(水力、太陽光、熱、風力などのエネルギー)に伴うエネルギー消費量を削減する措置を考慮し、回収または処理された廃水の人口当たり年間当量(kWh)を用いる。
4. 第 1 項および第 2 項において、運営者は、外部条件に関連する重要な変更(排出許可の変更や、エネルギー消費の削減につながる凝集の負荷の変更など)がないことを、効率対策の実施とは無関係に証明する。

5.5 排出源別に分別された画分での非有害廃棄物の回収・運搬

分別収集・運搬されるすべての非有害廃棄物は、排出源別に分別され、再利用またはリサイクル作業のための準備を目的とする。

5.6. 下水汚泥の嫌気性消化

1. 施設でのメタン漏洩を最小限に抑えるために、監視・危機管理計画が実施されている。
2. 生産されたバイオガスは、発電や熱源に直接使用されるか、天然ガスグリッドでの注入用にバイオメタンに改良される、もしくは自動車燃料や化学工業の原料として利用される。

5.7. バイオ廃棄物の嫌気性消化

1. 施設でのメタン漏洩を最小限に抑えるために、監視・危機管理計画が実施されている。
2. 生産されたバイオガスは、発電や熱源に直接使用されるか、天然ガスグリッドでの注入用にバイオメタンに改良される、もしくは自動車燃料や化学工業の原料として利用される。
3. 嫌気性消化に使用されるバイオ廃棄物は、排出源別に分別収集される。

クレディ・アグリコ ル・グループ	クレディ・アグリコ ル・グループ コミットメント	III. クレディ・アグリコ ル・グループ グリーン ボンド・フレームワーク	IV. クレディ・アグリコ ルのグリーン ボンド・フ レームワーク	V. 外部検証	VI. 付属資料
---------------------	--------------------------------	---	--	---------	----------

4. 生成された消化物は、肥料または土壌改良剤として直接、あるいは堆肥化やその他の処理の後に使用される。
5. バイオ廃棄物専用処理場では、投入原料として使用される食料・飼料作物の重量の割合が、年平均で投入原料の10%以下である。

5.9. 非有害廃棄物からの物質回収

活動は、分別収集された処理済みの非有害廃棄物の重量の50%以上を、生産工程におけるバージン材料の代替に適した二次原料に転換する。

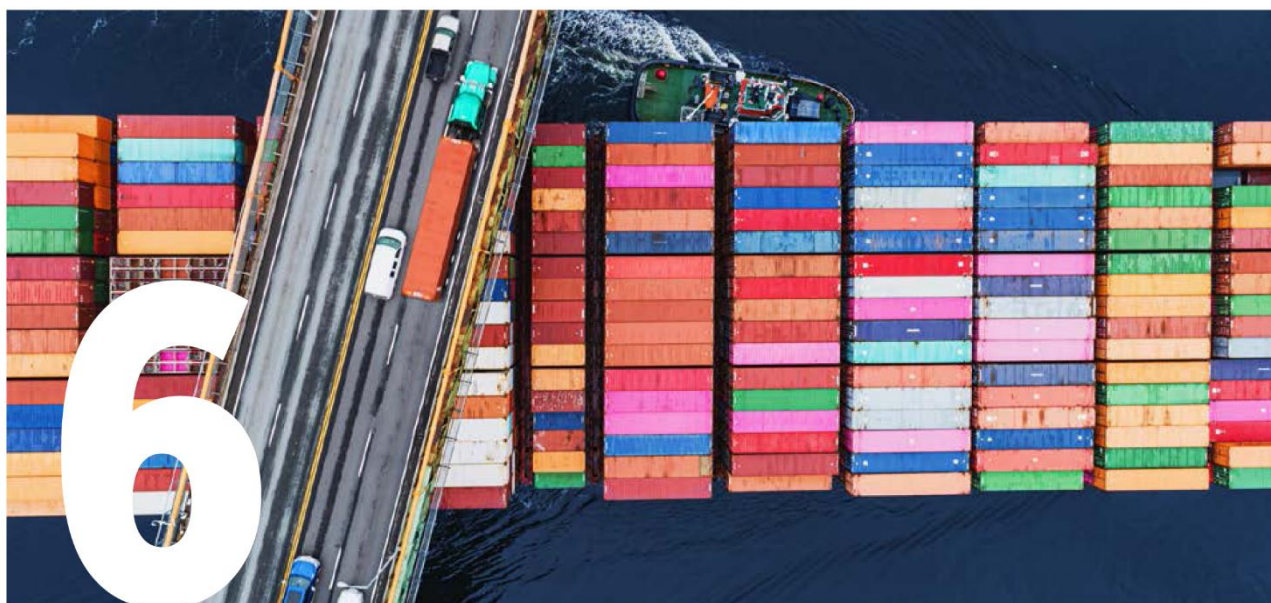
5.11 CO₂ 輸送

1. CO₂回収施設から注入地点までCO₂が輸送される場合、CO₂輸送質量の0.5%を超えるCO₂漏洩にはつながらない。
2. CO₂は、本附則の第5.12項に定めるCO₂の地質学的地中貯蔵の基準を満たす永続的なCO₂貯蔵場所に運ばれる。あるいは、この基準を満たす永続的なCO₂貯蔵場所につながる他の輸送方法に移送される。
3. 適切な漏洩検知システムが適用され、監視計画が実施されている。報告書は独立した第三者によって検証される。
4. 既存のネットワークの柔軟性を高め、管理を改善する資産の設置が活動に含まれる場合がある。

5.12. CO₂の永久地質学的地下貯蔵

1. 地層がCO₂貯蔵場所としての使用に適しているかどうかを確認するために、予定される貯蔵複合施設と周辺地域に関する特性解析および評価、あるいは「欧州議会・理事会指令 2009/31/EC」第3条(8)の意味における探査が実施される。
2. CO₂地質学的地中貯蔵拠点の運営については、以下のことを実行する(閉鎖および閉鎖後の義務を含む)。
 - (a) 適切な漏洩検知システムを導入し、運転中の漏洩を防止する。
 - (b) 注入施設、貯蔵施設、ならびに適切な場合には周辺環境に関する監視計画を実施し、権限のある国家当局が定期報告書をチェックする。
3. EU域内の貯蔵場所の探査・運営については、活動は「指令 2009/31/EC」に準拠する。第三国での貯蔵拠点の探査・運営については、CO₂地質学的貯蔵に関する「ISO 27914:2017」に準拠する。

クレディ・アグリコ ル・グループ	クレディ・アグリコル・グル ープコミットメント	III. クレディ・アグリコル・グリーン ボンド・フレームワーク	IV. クレディ・アグリコル のグリーンボンド・フ レームワーク	V. 外部検証	VI. 付属資料
---------------------	----------------------------	-------------------------------------	--	---------	----------



6.1. 都市間旅客鉄道輸送

活動が以下の基準のいずれかを満たしていること

- (a) 列車や客車は、排気管からの CO₂ 直接排出がゼロである。
- (b) 列車や客車は、必要なインフラストラクチャーが整備された軌道上を走行する場合は、CO₂ 直接（排気管）排出がゼロである。インフラストラクチャーが整備されていない場合は、従来のエンジンを使用する（バイモード）。

6.2 貨物鉄道輸送

1. 活動は、以下の基準のうち 1 つまたは両方に適合する。

- (a) 列車やワゴンは、排気管からの CO₂ 直接排出がゼロである。
- (b) 列車やワゴンは、必要なインフラストラクチャーが整備された軌道上を走行する場合は、排気管からの CO₂ 直接排出がゼロである。インフラストラクチャーが整備されていない場合は、従来のエンジンを使用する（バイモード）。

2. 列車やワゴンには化石燃料の輸送専用ではない。

6.3 都市および郊外の輸送、道路旅客輸送

活動は、以下の基準のいずれかを満たしている。

- (a) 都市または郊外の旅客輸送を提供し、その CO₂ 直接（排気管）排出量はゼロである。
- (b) 2025 年 12 月 31 日までは、車体型式が「CA」（シングルデッキ車両）、「CB」（ダブルデッキ車両）、「CC」（シングルデッキ連結車両）、または「CD」（ダブルデッキ連結車両）に分類される車両（カテゴリ M 2 および M 3228 として指定）を使用して都市間旅客道路輸送を提供する。また、最新の EURO VI 基準に準拠している。この基準は、「規制（EC）No 595/2009」と、同規制の改正の発効以降は（適用前であっても）その改正法の要件、ならびに「規制（EU）No 582/2011」の附則 I、付属資料 9 の表 1 に規定されている EURO VI 基準の最新手順（その手順に関する規定は発効しているが、当該の車両タイプにまだ適用されていない場合）に相当する。当該基準が利用できない場合、車両の CO₂ 直接排出量はゼロである。

クレディ・アグリコ ル・グループ	クレディ・アグリコル・グル ープコミットメント	III. クレディ・アグリコル・グリーン ボンド・フレームワーク	IV. クレディ・アグリコル のグリーンボンド・フ レームワーク	V. 外部検証	VI. 付属資料
---------------------	----------------------------	-------------------------------------	--	---------	----------

6.5 バイク、乗用車、小型商用車による輸送

活動は、以下の基準を満たす。

- (a) 「規制(EC)No 715/2007」の適用範囲に該当するカテゴリ M 1 および N 1 の車両の場合
 - (I) 2025 年 12 月 31 日までは、「規制(EU) 2019/631」第 3 条(1)、(h) 項に定義されているとおり、CO₂ の特定排出量が 50gCO₂/km(低排出・排出ゼロの軽量車両)を下回っている。
 - (II) 2026 年 1 月 1 日以降は、「規制(EU) 2019/631」第 3 条(1)(h) 項に定義されているとおり、特定の CO₂ 排出量はゼロである。
- (b) カテゴリ L の車両の場合は、「規制(EU) 168/2013」に規定された排出テストに従って算出された排気管の CO₂ 排出量が 0g CO₂e/km に相当する。

6.6 道路による貨物輸送サービスの気候変動緩和への貢献

1. 活動は、以下の基準のいずれかを満たしている。

- (a) 区分 N1 の車両は、排気管からの CO₂ 直接排出がゼロである。
- (b) 技術的に許容できる最大積載質量が 7.5 t 以下のカテゴリ N 2 および N 3 の車両は、「規制(EU) 2019/1242」第 3 条(11) 項に定義された「排出量ゼロの大型車両」である。
- (c) 技術的に許容できる最大積載質量が 7.5t を超えるカテゴリ N2 および N3 の車両は、以下のいずれかである。
 - (I) 「規制(EU) 2019/1242」第 3 条(11) 項に定義されている「排出量ゼロの大型車両」
 - (II) (i) 項の基準に従うことが技術的および経済的に不可能な場合、当該規制の第 3 条(12) 項に定義されている「低排出量の大型車両」

2. 車両は化石燃料の輸送専用ではない。

6.10 海上・沿岸貨物の水上輸送、港湾作業用船舶、および補助業務

1. 活動は、以下の基準のうち 1 つ以上を満たす。

- (a) 船舶の排気管からの CO₂ 直接排出がゼロである。
- (b) 2025 年 12 月 31 日までは、ハイブリッド燃料船およびデュアル燃料船は、海上および港湾での通常業務で、エネルギーの 25%以上を CO₂ 直接(排気管)排出ゼロの燃料またはプラグイン電力から得る。
- (c) 2025 年 12 月 31 日までは、(a) 項の基準に適合することが技術的および経済的に不可能である場合、かつ、船舶が現在陸路から海上へ輸送されている貨物のモーダルシフトを可能にするように設計された沿岸および近海業務の運航のみに使用されていることが証明できる場合に限り、当該の船舶は、国際海事機関(IMO) のエネルギー効率設計指数(EEDI)を用いて計算された CO₂ 直接(排気管)排出量を有し、「規制 2019/1242」第 11 条に準拠する大型車両(車両サブグループ 5-LH)について規定された平均基準 CO₂ 排出量を 50%下回る。
- (d) 2025 年 12 月 31 日までは、(a) 項の基準に適合することが技術的および経済的に不可能な場合、当該船舶が CO₂ 直接(排気管)排出ゼロの燃料または再生可能資源からの燃料で運航できるならば、2022 年 4 月 1 日に適用された EEDI 要件を 10%下回るエネルギー効率設計指数(EEDI)値を達成する。

2. 船舶は化石燃料の輸送専用ではない。

クレディ・アグリコ ル・グループ	クレディ・アグリコル・グル ープコミットメント	III. クレディ・アグリコル・グリーン ボンド・フレームワーク	IV. クレディ・アグリコル のグリーンボンド・フ レームワーク	V. 外部検証	VI. 付属資料
---------------------	----------------------------	-------------------------------------	--	---------	----------

6.11 海上・沿岸の旅客水上輸送

活動は、以下の基準のうち 1 つ以上を満たす。

- (a) 船舶の排気管からの CO₂ 直接排出がゼロである。
- (b) 2025 年 12 月 31 日までは、技術的および経済的に (a) 項の基準に適合することが不可能な場合、ハイブリッド燃料船およびデュアル燃料船は、海上および港湾での通常業務でエネルギーの 25% 以上を CO₂ 直接 (排気管) 排出ゼロの燃料またはプラグイン電力から得る。
- (c) 2025 年 12 月 31 日までは、(a) 項の基準に適合することが技術的および経済的に不可能な場合、当該船舶が直接 (排気管) 排出ゼロの燃料または再生可能資源からの燃料で運航できるならば、2022 年 4 月 1 日に適用された EEDI 要件を 10% 下回るエネルギー効率設計指数 (EEDI) 値を達成する。

6.12 海上・沿岸貨物・旅客水上輸送の改修

1. 2025 年 12 月 31 日までは、改修活動は、計算流体力学 (CFD)、タンク試験、または同様の工学的計算により実証されたとおり、船舶の燃料消費を 10% 以上削減する (1 海里当たり載貨重量トンに対する燃料のグラムで表示)。
2. 船舶は化石燃料の輸送専用ではない。

6.14 鉄道輸送インフラストラクチャー

1. 活動は、以下の基準のいずれかを満たしている。
 - (a) インフラストラクチャー (欧州議会・理事会「指令 (EU) 2016/797」の附則 II.2 で定義されている) は次のいずれかに該当する。
 - (I) 電化された軌道側インフラストラクチャーと関連サブシステム。すなわち、「指令 (EU) 2016/797」の附則 II.2 で定義されているインフラストラクチャー、エネルギー、車載制御コマンド・信号、軌道側の制御コマンド・信号のサブシステム。
 - (II) 線路に関して電化計画がある場合、また、側線に関しては電気列車の運転に必要な範囲に限る場合、あるいは、活動開始から 10 年以内にインフラストラクチャーが排気管 CO₂ 排出ゼロの列車の使用に適合する場合、新規および既存の軌道側のインフラストラクチャーと関連サブシステム。すなわち、「指令 (EU) 2016/797」の附則 II.2 で定義されているインフラストラクチャー、エネルギー、車載制御コマンド・信号、軌道側の制御コマンド・信号のサブシステム。
 - (III) 2030 年までは、TEN-T ネットワークや第三国へのその拡張予定、および国家的、超国家的、国際的に定義された主要鉄道路線網に含まれない既存の軌道側インフラストラクチャーと関連サブシステム。すなわち、「指令 (EU) 2016/797」の附則 II.2 で定義されているインフラストラクチャー、エネルギー、車載制御コマンド・信号、軌道側の制御コマンド・信号のサブシステム。
 - (b) インフラストラクチャーおよび設備は、製品の積み降ろし、積み替えのためのターミナルインフラと上部構造物など、輸送手段間の貨物の積み替えに特化している。
 - (c) インフラストラクチャーおよび設備は、鉄道間、または他の輸送手段から鉄道への乗客の移動に特化している。
2. インフラストラクチャーは化石燃料の輸送や貯蔵に特化したものではない。

クレディ・アグリコ ル・グループ	クレディ・アグリコル・グル ープコミットメント	III. クレディ・アグリコル・グリーン ボンド・フレームワーク	IV. クレディ・アグリコル のグリーンボンド・フ レームワーク	V. 外部検証	VI. 付属資料
---------------------	----------------------------	-------------------------------------	--	---------	----------

6.15. 低炭素の道路輸送と公共輸送を可能にするインフラストラクチャー

1. 活動は、以下の基準のうち 1 つ以上を満たす。
 - (a) インフラストラクチャーは、充電ポイント、電力網接続の更新、水素燃料ステーション、電気道路システム (ERS) など、排気管の CO₂ 排出量ゼロの車両の運用に特化している。
 - (b) インフラストラクチャーおよび設備は、製品の積み降ろし、積み替えのためのターミナルインフラと上部構造物など、輸送手段間の貨物の積み替えに特化している。
 - (c) インフラストラクチャーおよび設備は、地下鉄、路面電車、鉄道システムの関連信号システムを含む都市部と郊外の公共旅客輸送に特化している。
2. インフラストラクチャーは化石燃料の輸送や貯蔵に特化したものではない。

6.16. 低炭素の水上輸送を可能にするインフラストラクチャー

1. 活動は、以下の基準のうち 1 つ以上を満たす。
 - (a) インフラストラクチャーは、充電、水素燃料補給など、CO₂ 直接 (排気管) 排出ゼロの船舶運航に特化している。
 - (b) インフラストラクチャーは、停泊中の船舶への陸上電力の供給に特化している。
 - (c) インフラストラクチャーは、CO₂ 直接 (排気管) 排出量をゼロにして港湾自体の業務遂行に特化している。
 - (d) インフラストラクチャーおよび設備は、製品の積み降ろし、積み替えのためのターミナルインフラストラクチャーと上部構造物など、輸送手段間の貨物の積み替えに特化している。
2. インフラストラクチャーは化石燃料の輸送や貯蔵に特化したものではない。

クレディ・アグリコ ル・グループ	クレディ・アグリコル・グル ープコミットメント	III. クレディ・アグリコル・グリーン ボンド・フレームワーク	IV. クレディ・アグリコ ルのグリーンボンド・フ レームワーク	V. 外部検証	VI. 付属資料
---------------------	----------------------------	-------------------------------------	--	---------	----------



7.1. 新築建物の建設

1. 建設による建物のエネルギー性能を定義する一次エネルギー需要(PED)は、「欧州議会・理事会指令 2010/31/EU」を実施する国家的措置でゼロエネルギーに近い建物(NZEB)の要件に定められた基準値を 10%以上下回っている。エネルギー性能は、建設時のエネルギー性能証明書(EPC)を用いて認定される。
2. 5,000m²以上の建物については、竣工時に、建設された建物の気密性・熱完全性試験を実施し、設計段階で設定された性能水準からの乖離や建物外皮の不具合を投資家や顧客に開示する。もしくは、建設プロセス中に安定した追跡可能な品質管理プロセスが実施されている場合は、これを熱完全性テストの代替として受け入れることができる。
3. 5,000m²以上の建物については、建物のライフサイクルにおける地球温暖化係数(GWP)286をライフサイクルの段階ごとに算出し、投資家や顧客の要求に応じて開示する。

7.2. 既存建物の改修

建物の改修は、大規模改修に適用される要件に適合している。
あるいは、一次エネルギー需要(PED)の 30%以上の削減につながる。

7.3. エネルギー効率機器の設置、保守、修理

活動は、「指令 2010/31/EU」を実施する適切な国内措置において個々のコンポーネントやシステムに設定された最低要件を満たすこと、かつ、該当する場合は、「規制(EU)2017/1369」および同規制の下で採択された委任法令に従ってエネルギー効率の上位 2 クラスで評価を得ていることを条件として、以下の個別の措置のいずれかに該当する。

- (a) 外壁(グリーンウォールを含む)、屋根(グリーンルーフを含む)、ロフト、地下室、地上階(気密性対策、熱橋・足場の影響を軽減する対策を含む)など、既存の外皮構成部分への断熱材の追加、および建物外皮に断熱材を施工するための製品(機械的固定具や接着剤を含む)。
- (b) 従来の窓からエネルギー効率の良い新しい窓への交換
- (c) 従来の外部ドアからエネルギー効率の良い新しいドアへの交換
- (d) エネルギー効率の高い光源の設置、交換

クレディ・アグリコ ル・グループ	クレディ・アグリコル・グル ープコミットメント	III. クレディ・アグリコル・グリーン ボンド・フレームワーク	IV. クレディ・アグリコル のグリーンボンド・フ レームワーク	V. 外部検証	VI. 付属資料
---------------------	----------------------------	-------------------------------------	--	---------	----------

- (e) 地域暖房サービスに関連する設備を含む暖房・換気・空調(HVAC)システムおよび給湯システムの高効率技術による設置、交換、保守、修理
- (f) 低水量、低エネルギーのキッチン・衛生用の給水装置の設置。本附則 E に規定された技術仕様に適合し、かつ、シャワー設備、混合シャワー、シャワー吐水口、蛇口の場合は、最大水量が 6L/分以下であることが EU 市場の既存のラベルによって証明されていること。

7.4. 建物内の電気自動車用充電ステーション(および建物に取り付けられた駐車スペース)の設置、保守、修理

電気自動車用充電スタンドの設置、保守、または修理。

7.5 建物のエネルギー性能を測定、調整、制御するための機器やデバイス

活動は、以下の個別の措置のいずれかに該当する。

- (a) ゾーニングされたサーモスタット、スマートサーモスタットシステム、センサー装置(動作や日光の制御を含む)の設置、保守、修理
- (b) 建物自動化・制御システム、建物エネルギー管理システム(BEMS)、照明制御システム、エネルギー管理システム(EMS)の設置、保守、修理
- (c) ガス、熱、冷却、電気のスマートメーターの設置、保守、修理
- (d) 植物の生育を支援するものを含む、遮光機能や日照調整機能のあるファサードおよび屋根用部材の設置、維持、修理

7.6. 再生可能エネルギー技術の導入、保守、修理

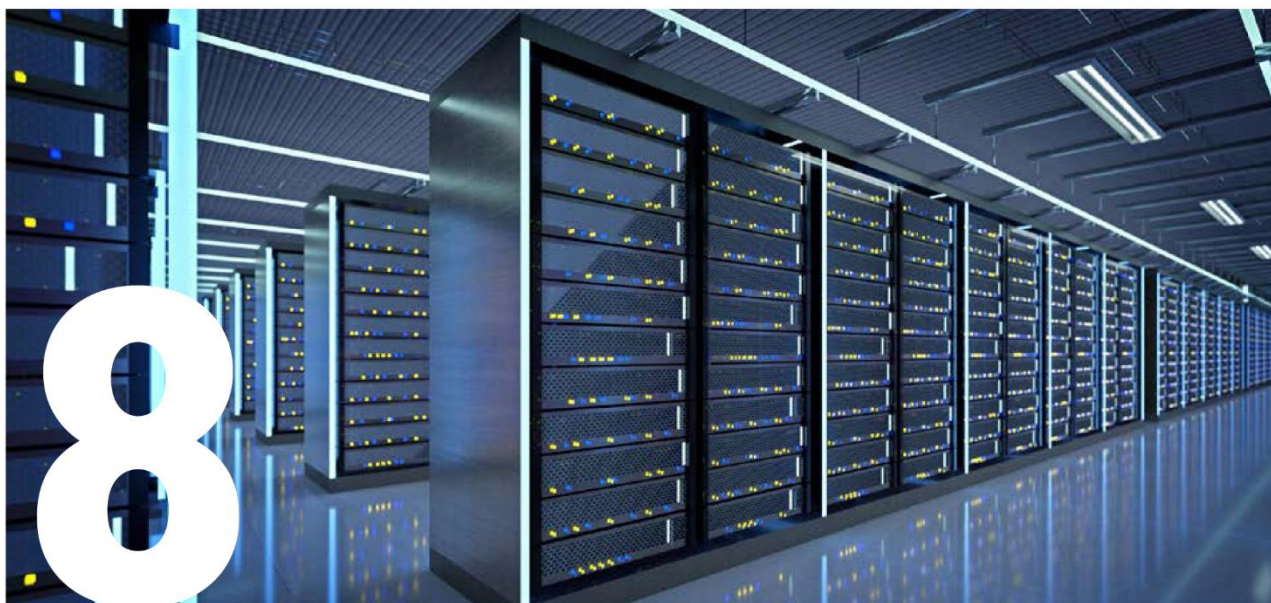
活動は、技術的な建築システムとして現地に導入される場合は、以下の個別の措置のいずれかに該当する。

- (a) 太陽光発電装置および付属技術機器の設置、保守、修理
- (b) 太陽温熱パネルおよび付属技術機器の設置、保守、修理
- (c) 「指令(EU)2018/2001」に従い、冷暖房における再生可能エネルギー目標に貢献するヒートポンプおよび付属技術機器の設置、保守、修理、アップグレード。
- (d) 風力タービンおよび付属技術機器の設置、保守、修理
- (e) 蒸散太陽熱収集装置および付属技術機器の設置、保守、修理
- (f) 熱または電気エネルギーの貯蔵装置および付属技術機器の設置、保守、修理
- (g) 高効率マイクロ熱電併給(CHP)プラントの設置、保守、修理
- (h) 熱交換器・回収システムの設置、保守、修理

7.7 建物の取得と所有

1. 2020 年 12 月 31 日より前に建設された建物の場合、少なくともエネルギー性能証明書(EPC)クラス A を有していること。もしくは、その建物が、運用上の一次エネルギー需要(PED)で国内または地域内の建物ストックの上位 15% 以内に該当し、適切な証拠により証明されていること。その証拠では、少なくとも、2020 年 12 月 31 日より前に建設された国内または地域内のストックの性能と関連資産の性能を比較し、住居用と非住居用の建物を区別している必要がある。
2. 2020 年 12 月 31 日以降に建設された建物の場合、取得時点で該当する、本附則の第 7.1 条に規定された基準を満たしている。
3. 建物が大規模な非住宅建築物(暖房システム、暖房と換気を組み合わせたシステム、空調システム、または空調と換気を組み合わせたシステムの有効定格出力が 290kW を超えるもの)である場合は、エネルギー性能のモニタリングと評価を通じて効率的に運用される。

クレディ・アグリコ ル・グループ	クレディ・アグリコル・グル ープコミットメント	III. クレディ・アグリコル・グリーン ボンド・フレームワーク	IV. クレディ・アグリコル のグリーンボンド・フ レームワーク	V. 外部検証	VI. 付属資料
---------------------	----------------------------	-------------------------------------	--	---------	----------



8.1. データ処理・ホスティングおよび関連活動

1. 活動は、「データセンターのエネルギー効率に関する欧州行動規範(307)」最新版、または「CEN-CENELEC 文書 CLC TR 50600-99-1」の「データセンターの設備とインフラストラクチャー Part 99-1: エネルギー管理に関する推奨慣行」(308)に、「期待される慣行」として記載されている全ての適切な慣行を実施している。

これらの慣行の実施は、独立した第三者機関によって検証され、少なくとも3年ごとに監査を受ける。

2. 期待される慣行が物理的、物流的、計画的、またはその他の制約のために適切でないと考えられる場合は、期待される慣行が適用可能あるいは実用的でない理由に関する説明が示される。データセンターのエネルギー効率に関する欧州行動規範またはその他の同等の情報源からの代替のベスト・プラクティスは、同等のエネルギー削減をもたらす場合は、直接的な代用として認められる場合がある。
3. データセンターの冷却システムで使用される冷媒の地球温暖化係数(GWP)は、675を超えない。

クレディ・アグリコ ル・グループ	クレディ・アグリコル・グル ープコミットメント	III. クレディ・アグリコル・グリーン ボンド・フレームワーク	IV. クレディ・アグリコ ルのグリーンボンド・フ レームワーク	V. 外部検証	VI. 付属資料
---------------------	----------------------------	-------------------------------------	--	---------	----------

D. 原子力エネルギーの適格活動および基準 (EU タクソノミーの補完委任法令)¹

4.26. 燃料サイクル中の廃棄物を最小限に抑えながら、原子力プロセスからエネルギーを生産するための商業化前段階の先進技術

気候変動緩和への実質的貢献および DNSH (重大な影響を及ぼさない) に関する一般基準

1. 経済活動に関連するプロジェクト (以下「プロジェクト」) は、以下のすべての点に準拠する加盟国に所在している。

- 「理事会指令 2009/71/Euratom」および「理事会指令 2011/70/Euratom」の移行が完全に完了している。
- 欧州原子力共同体を設立する条約 (Euratom 条約) と、それに基づいて採択された法令 (特に「指令 2009/71/Euratom」、「指令 2011/70/Euratom」、「理事会指令 2013/59/Euratom」)、ならびに TFEU 第 192 条に基づいて採択された適切な EU 環境法 (特に「欧州議会・理事会指令 2011/92/EU」、「欧州議会・理事会指令 2000/60/EC」) を遵守している。
- プロジェクトの承認日の時点で、併用可能な放射性廃棄物管理基金と原子力廃止措置基金を導入している。
- 「委員会勧告 2006/851/Euratom」に従い、原子力発電所の推定耐用年数の終了時に、放射性廃棄物管理・廃止措置の推定費用に対応する資源が利用可能であることを実証している。
- 加盟国は、Euratom 条約第 41 条または「理事会規制 (Euratom) 2587/1999」第 1 条 (4) に基づく委員会への通知、「指令 2011/70/Euratom」に基づいて更新される国家プログラムへの追加の対象となる全ての超低レベル、低レベル、中レベルの放射性廃棄物に関する稼働中の最終処分施設を有している。
- 以下の全てに関する説明を含め、2050 年までに高レベル放射性廃棄物の処分施設を稼働させるための詳細手順が記載された文書化された計画を有している。
 - 使用済み燃料および放射性廃棄物の発生から処分までの管理に関する概念または計画、および技術的解決策
 - 適切な管理が維持される期間や、処分施設に関する知識を長期的に保存するための手段を含む、処分施設の閉鎖後の耐用期間に関する概念または計画
 - 計画の実施に関する責任と、その進捗を監視するための主要業績評価指標
 - コスト評価と資金調達スキーム。加盟国は、(f) 項において、「指令 2011/70/Euratom」第 11 条および第 12 条によって義務付けられている国家プログラムの一部として策定された計画を利用することができる。

2. プロジェクトは、EU が資金を提供する研究プログラムに含まれている。あるいは、Euratom 条約第 41 条または「理事会規制 (Euratom) 2587/1999」第 1 条 (4) のいずれかが適用される場合、それに従って委員会にプロジェクトを通知している。委員会は、Euratom 条約第 43 条に従い、そのプロジェクトに関する意見書を提出している。「規制 (EU) 2020/852」第 10 条 (2) と第 17 条の適用、ならびに本セクションに規定された技術的スクリーニング基準に関し、その意見書で提起された全ての問題に十分に対処している。

3. 当該加盟国は、プロジェクトごとに 5 年おきに、以下のすべての点に関して委員会に報告することを確約しています。

- 1(c) 項で言及された蓄積された資源の妥当性
- 1(f) 項で言及された計画の実施における実際の進捗状況。

委員会は、報告書に基づき、1(c) 項に規定する放射性廃棄物管理基金および原子力廃止措置基金の蓄積された資源の妥当性、ならびに 1(f) 項に規定する文書化された計画の実施の進捗状況を審査し、当該加盟国に意見を述べることができる。

4. 活動は、1(a) および (b) 項で言及された法律を移行した国内法を遵守している。これには、地震を含む極度の自然災害に対する EU 域内の原子力発電所の回復力評価 (特にストレステストによる評価) に関する法律が含まれる。従って、活動が行われている加盟国の領域では、原子力施設の運営者は次のいずれかを実施している。

- 原子力施設とその敷地に関連する潜在的な危険の規模と性質に見合う適用範囲と詳細度について、原子力安全性の証明を提出している («指令 2009/71/Euratom」第 6 条 (b) 項)。
- 特に極端な外部自然災害、意図しない人為的災害の影響を最小限に抑えるための多層防御措置を講じている («指令 2009/71/Euratom」第 8 条 b(1)、(a) 項)。

¹ 全文はこちら ([Publications Office \(europa.eu\)](https://publications-office.europa.eu))。

クレディ・アグリコ ル・グループ	クレディ・アグリコル・グル ープコミットメント	III. クレディ・アグリコル・グリーン ボンド・フレームワーク	IV. クレディ・アグリコル のグリーンボンド・フ レームワーク	V. 外部検証	VI. 付属資料
---------------------	----------------------------	-------------------------------------	--	---------	----------

(c) 原子力発電所の建設または運転の許可を申請する際、適切な立地と設備固有の評価を実施している（「指令 2009/71/Euratom」第 8 条 c(a)）。

5. 活動は、国際原子力機関（IAEA）および西欧原子力規制者会議（WENRA）の最新の国際ガイダンスを裏付けとして、「指令 2009/71/Euratom」の要件を満たしている。洪水や異常気象などの極端な自然災害に対する新規および既存の原子力発電所の回復力と対応力を高めることに貢献している。
6. 1(e) および (f) 項で言及されている放射性廃棄物は、「指令 2011/70/Euratom」の規定に従い、当該加盟国と仕向先の加盟国との間に合意がない限り、発生した加盟国で処分される。この場合、仕向先の加盟国は、「指令 2011/70/Euratom」の要件に従い、放射性廃棄物の管理・処分プログラムおよび稼働中の適切な処分施設を有している。

気候変動緩和への実質的貢献に関する追加基準

活動は、原子力エネルギーを利用した発電である、あるいはそれを目指している。原子力発電によるライフサイクル温室効果ガス（GHG）排出量は、基準値の 100 g CO₂e/kWh を下回っている。

ライフサイクル GHG 排出削減量を算出する際は、「委員会勧告 2013/179/EU」を用いるか、代わりに「ISO 14067:2018」、「ISO 14064-1:2018」を用いる。

定量化されたライフサイクル GHG 排出量は、独立した第三者機関によって検証される。

4.27. 利用可能な最良の技術による電気または熱の生成（水素製造を含む）のための新たな原子力発電所の建設と安全な運転

気候変動緩和への実質的貢献および DNSH（重大な影響を及ぼさない）に関する一般基準

1. 経済活動に関連するプロジェクト（以下「プロジェクト」）は、以下のすべての点に準拠する加盟国に所在している。
 - (a) 「理事会指令 2009/71/Euratom」および「理事会指令 2011/70/Euratom」の移行が完全に完了している。
 - (b) Euratom 条約と、それに基づいて採択された法令（特に「指令 2009/71/Euratom」、「指令 2011/70/Euratom」、「指令 2013/59/Euratom」）、ならびに TFEU 第 192 条に基づいて採択された適切な EU 環境法（特に「指令 2011/92/EU」、「指令 2000/60/EC」）を遵守している。
 - (c) プロジェクトの承認日の時点で、併用可能な放射性廃棄物管理基金と原子力廃止措置基金を導入している。
 - (d) 加盟国は、「勧告 2006/851/Euratom」に従い、原子力発電所の推定耐用年数の終了時に、放射性廃棄物管理・廃止措置の推定費用に対応する資源が利用可能であることを実証している。
 - (e) 加盟国は、Euratom 条約第 41 条または「理事会規制 2587/1999」第 1 条(4)に基づく委員会への通知、「理事会指令 2011/70/Euratom」に基づいて更新される国家プログラムへの追加の対象となる全ての超低レベル、低レベル、中レベルの放射性廃棄物に関する稼働中の最終処分施設を有している。

クレディ・アグリコ ル・グループ	クレディ・アグリコル・グル ープコミットメント	III. クレディ・アグリコル・グリーン ボンド・フレームワーク	IV. クレディ・アグリコル のグリーンボンド・フ レームワーク	V. 外部検証	VI. 付属資料
---------------------	----------------------------	-------------------------------------	--	---------	----------

- (f) 以下の全てに関する説明を含め、2050 年までに高レベル放射性廃棄物の処分施設を稼働させるための詳細手順が記載された文書化された計画を有している。
- (I) 使用済み燃料および放射性廃棄物の発生から処分までの管理に関する概念または計画、および技術的解決策
 - (II) 適切な管理が維持される期間や、処分施設に関する知識を長期的に保存するための手段を含む、処分施設の閉鎖後の耐用期間に関する概念または計画
 - (III) 計画の実施に関する責任と、その進捗を監視するための主要業績評価指標
 - (IV) コスト評価と資金調達スキーム。

加盟国は、(f) 項において、「指令 2011/70/Euratom」第 11 条および第 12 条によって義務付けられている国家プログラムの一部として策定された計画を利用することができる。

2. プロジェクトは、利用可能な最高の技術を完全に適用しており、2025 年からは事故耐性燃料を適用する。技術は、国の安全規制当局による認証と承認を受けている。
3. Euratom 条約第 41 条または「理事会規制 2587/1999」第 1 条(4)のいずれかが適用される場合、それによって委員会にプロジェクトを通知している。委員会は、Euratom 条約第 43 条に従い、そのプロジェクトに関する意見書を提出している。「規制(EU)2020/852」第 10 条(2)と第 17 条の適用、ならびに本セクションに規定された技術的スクリーニング基準に関し、その意見書で提起された全ての問題に十分に対処している。
4. 当該加盟国は、プロジェクトごとに 5 年おきに、以下のすべての点に関して委員会に報告することを確約しています。
 - (a) 1(c) 項で言及された蓄積された資源の妥当性
 - (b) 1(f) 項で言及された計画の実施における実際の進捗状況。委員会は、報告書に基づき、1(c) 項に規定する放射性廃棄物管理基金および原子力廃止措置基金の蓄積された資源の妥当性、ならびに 1(f) 項に規定する文書化された計画の実施の進捗状況を審査し、当該加盟国に意見を述べることができる。
5. 委員会は、欧州原子力安全規制当局グループ(ENSREG)による評価に基づき、2025 年時点、および少なくとも 10 年ごとに、利用可能な最良の技術に相当する技術的パラメータを再検討する。
6. 活動は、1(a)および(b)項で言及された法律を移行した国内法を遵守している。これには、地震を含む極度の自然災害に対する EU 域内の原子力発電所の回復力評価(特にストレステストによる評価)に関する法律が含まれる。従って、活動が行われている加盟国の領域では、原子力施設の運営者は次のいずれかを実施している。
 - (a) 原子力施設とその敷地に関連する潜在的な危険の規模と性質に見合う適用範囲と詳細度について、原子力安全性の証明を提出している(「指令 2009/71/Euratom」第 6 条(b)項)。
 - (b) 特に極端な外部自然災害、意図しない人為的災害の影響を最小限に抑えるための多層防御措置を講じている(指令 2009/71/Euratom の第 8 条 b(1)、(a) 項)。
 - (c) 原子力発電所の建設または運転の許可を申請する際、適切な立地と設備固有の評価を実施している(「指令 2009/71/Euratom」第 8 条 c(a))。
7. 活動は、IAEA および WENRA の最新の国際ガイダンスを裏付けとして、「指令 2009/71/Euratom」の要件を満たしている。洪水や異常気象などの極端な自然災害に対する新規および既存の原子力発電所の回復力と対応力を高めることに貢献している。
8. 1(e)および(f)項で言及されている放射性廃棄物は、「指令 2011/70/Euratom」の規定に従い、当該加盟国と仕向先の加盟国との間に合意がない限り、発生した加盟国で処分される。この場合、仕向先の加盟国は、「指令 2011/70/Euratom」の要件に従い、放射性廃棄物の管理・処分プログラムおよび稼働中の適切な処分施設を有している。

クレディ・アグリコ ル・グループ	クレディ・アグリコル・グル ープコミットメント	III. クレディ・アグリコル・グリーン ボンド・フレームワーク	IV. クレディ・アグリコ ルのグリーンボンド・フ レームワーク	V. 外部検証	VI. 付属資料
---------------------	----------------------------	-------------------------------------	--	---------	----------

気候変動緩和への実質的貢献に関する追加基準

活動は、原子力エネルギーを利用した発電である。原子力発電によるライフサイクル温室効果ガス(GHG)排出量は、基準値の 100 g CO₂e/kWh を下回っている。

ライフサイクル GHG 排出削減量を算出する際は、「勧告 2013/179/EU」を用いるか、代わりに「ISO 14067:2018」、「ISO 14064-1:2018」を用いる。

定量化されたライフサイクル GHG 排出量は、独立した第三者機関によって検証される。

4.28. 既存設備における原子力発電

気候変動緩和への実質的貢献および DNSH(重大な影響を及ぼさない)に関する一般基準

1. 経済活動に関連するプロジェクト(以下「プロジェクト」)は、以下のすべての点に準拠する加盟国に所在している。

- (a) 「理事会指令 2009/71/Euratom」および「理事会指令 2011/70/Euratom」の移行が完全に完了している。
- (b) Euratom 条約と、それに基づいて採択された法令(特に「指令 2009/71/Euratom」、「指令 2011/70/Euratom」、「指令 2013/59/Euratom」)、ならびに TFEU 第 192 条に基づいて採択された適切な EU 環境法(特に「指令 2011/92/EU」、「指令 2000/60/EC」)を遵守している。
- (c) プロジェクトの承認日の時点で、併用可能な放射性廃棄物管理基金と原子力廃止措置基金を導入している。
- (d) 加盟国は、「勧告 2006/851/Euratom」に従い、原子力発電所の推定耐用年数の終了時に、放射性廃棄物管理・廃止措置の推定費用に対応する資源が利用可能であることを実証している。
- (e) 加盟国は、Euratom 条約第 41 条または「理事会規制 2587/1999」第 1 条(4)に基づく委員会への通知、「理事会指令 2011/70/Euratom」に基づいて更新される国家プログラムへの追加の対象となる全ての超低レベル、低レベル、中レベルの放射性廃棄物に関する稼働中の最終処分施設を有している。
- (f) 加盟国は、2025 年以降に認可されるプロジェクトについて、以下の全ての点に関する説明を含め、2050 年までに高レベル放射性廃棄物の処分施設を稼働させるための詳細手順が記載された文書化された計画を有している。
 - (I) 使用済み燃料および放射性廃棄物の発生から処分までの管理に関する概念または計画、および技術的解決策
 - (II) 適切な管理が維持される期間や、処分施設に関する知識を長期的に保存するための手段を含む、処分施設の閉鎖後の耐用期間に関する概念または計画
 - (III) 計画の実施に関する責任と、その進捗を監視するための主要業績評価指標
 - (IV) コスト評価と資金調達スキーム。

加盟国は、(f) 項において、「指令 2011/70/Euratom」第 11 条および第 12 条によって義務付けられている国家プログラムの一部として策定された計画を利用することができる。

- 2. アップグレードされたプロジェクトは、合理的に実行可能な安全性の改善を実施し、2025 年からは事故耐性のある燃料を使用する。技術は、国の安全規制当局による認証と承認を受けている。
- 3. Euratom 条約第 41 条または「理事会規制 2587/1999」第 1 条(4)のいずれかが適用される場合、それに従って委員会にプロジェクトを通知している。委員会は、Euratom 条約第 43 条に従い、そのプロジェクトに関する意見書を提出している。「規制(EU)2020/852」第 10 条(2)と第 17 条の適用、ならびに本セクションに規定された技術的スクリーニング基準に関し、その意見書で提起された全ての問題に十分に対処している。
- 4. 当該加盟国は、プロジェクトごとに 5 年おきに、以下のすべての点に関して委員会に報告することを確約しています。
 - (a) 1(c) 項で言及された蓄積された資源の妥当性
 - (b) 1(f) 項で言及された計画の実施における実際の進捗状況。

委員会は、報告書に基づき、1(c) 項に規定する放射性廃棄物管理基金および原子力廃止措置基金の蓄積された資源の妥当性、ならびに 1(f) 項に規定する文書化された計画の実施の進捗状況を審査し、当該加盟国に意見を述べることができる。

- 5. 活動は、1(a)および(b)項で言及された法律を移行した国内法を遵守している。これには、地震を含む極度の自然災害に対する EU の原子力発電所の回復力評価(特にストレステストによる評価)に関する法律が含まれる。従って、活動が行われている加盟国の領域では、原子力施設の運営者は次のいずれかを実施している。

クレディ・アグリコ ル・グループ	クレディ・アグリコル・グル ープコミットメント	III. クレディ・アグリコル・グリーン ボンド・フレームワーク	IV. クレディ・アグリコル のグリーンボンド・フ レームワーク	V. 外部検証	VI. 付属資料
---------------------	----------------------------	-------------------------------------	--	---------	----------

- (a) 原子力施設とその敷地に関連する潜在的な危険の規模と性質に見合う適用範囲と詳細度について、原子力安全性の証明を提出している（「指令 2009/71/Euratom」第 6 条 (b) 項）。
 - (b) 特に極端な外部自然災害、意図しない人為的災害の影響を最小限に抑えるための多層防御措置を講じている（指令 2009/71/Euratom の第 8 条 b(1)、(a) 項）。
 - (c) 原子力発電所の建設または運転の許可を申請する際、適切な立地と設備固有の評価を実施している（「指令 2009/71/Euratom」第 8 条 c(a)）。
6. 活動は、IAEA および WENRA の最新の国際ガイダンスを裏付けとして、「指令 2009/71/Euratom」の要件を満たしている。洪水や異常気象などの極端な自然災害に対する新規および既存の原子力発電所の回復力と対応力を高めることに貢献している。
7. 1(e) および (f) 項で言及されている放射性廃棄物は、「指令 2011/70/Euratom」の規定に従い、当該加盟国と仕向先の加盟国との間に合意がない限り、発生した加盟国で処分される。この場合、仕向先の加盟国は、「指令 2011/70/Euratom」の要件に従い、放射性廃棄物の管理・処分プログラムおよび稼働中の適切な処分施設を有している。

気候変動緩和への実質的貢献に関する追加基準

活動は、原子力エネルギーを利用した発電である。原子力発電によるライフサイクル温室効果ガス (GHG) 排出量は、基準値の 100 g CO₂e/kWh を下回っている。

ライフサイクル GHG 排出削減量を算出する際は、「勧告 2013/179/EU」を用いるか、代わりに「ISO 14067:2018」、「ISO 14064-1:2018」を用いる。

定量化されたライフサイクル GHG 排出量は、独立した第三者機関によって検証される。



クレディ・アグリコ ル・グループ	クレディ・アグリコル・グル ープコミットメント	III. クレディ・アグリコル・グリーン ボンド・フレームワーク	IV. クレディ・アグリコ ルのグリーンボンド・フ レームワーク	V. 外部検証	VI. 付属資料
---------------------	----------------------------	-------------------------------------	--	---------	----------



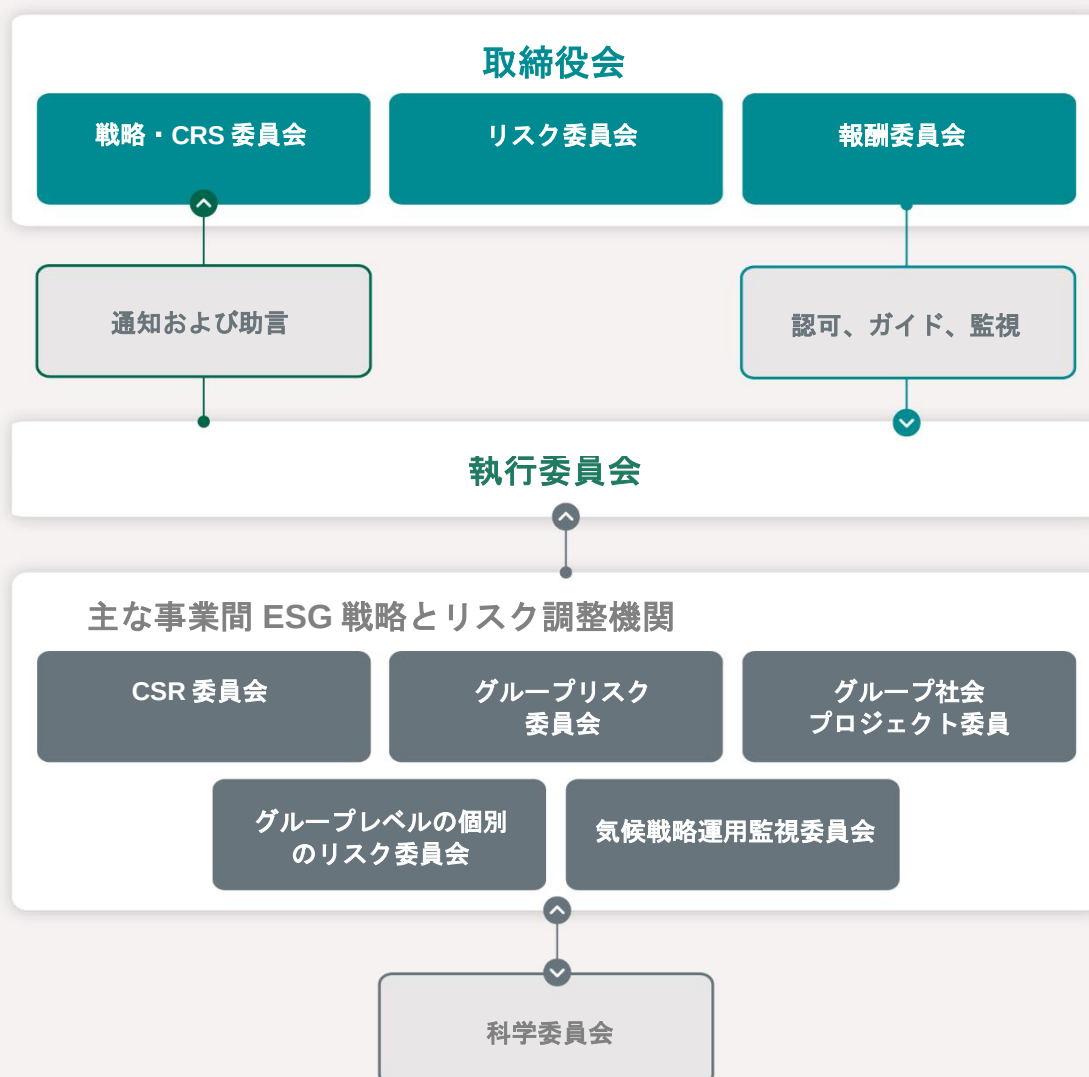
E. 参照された関連する実質的貢献基準(委任法令-循環経済への移行)¹

5.4 中古品販売

- この経済活動は、顧客(自然人または法人)によって意図された目的で使用されていた中古製品を販売することから成る。事前にクリーニング、修理、改修、再生産を行う可能性もある。
- 販売される製品は、妥当な場合には販売契約に従い、また、製品の適合性、販売者の責任(中古製品については、責任または制限を負う期間の短縮のオプションを含む)、立証責任、適合性の欠如に対する救済措置、そのような救済措置の行使方法、製品の修理または交換、および商業的保証に関する規定に従って扱われる。
- 製品が再販売される前に修理、改修、または再生産が行われた場合は、同じ製品で再利用されなかった材料・部品は他の方法で再利用されること、再利用ができない場合(損傷、劣化、有害物質などの理由による)はリサイクルされること、再利用とリサイクルが実行可能でない場合に限り処分されることを保証する廃棄物管理計画を導入する。再生産の場合、廃棄物管理計画が一般に公開される。
- 経済活動が、包装された製品を顧客(自然人または法人)に配送することを伴う場合(活動が電子商取引として運営されている場合を含む)は、製品の一次包装および二次包装は以下の基準のいずれかを満たす。
 - リサイクル素材を 65%以上使用している。包装が紙または厚紙で作られている場合、残りの主原料は、森林管理協議会(FSC)、森林認証制度の承認プログラム(PEFC International)、または同等の認定制度によって認証されている。プラスチックや金属のコーティングを使用していない。プラスチック包装には、コーティングのない単一素材のみが使用され、ハロゲン含有ポリマーは使用されていない。包装の材料組成、リサイクル原料と一次原料の割合を明記した適合宣言を提出する。
 - 再利用システム 176 内で再利用可能のように設計されている。再利用システムは、クローズドループまたはオープンループシステムにおける再利用の可能性を確保する方法で構築されている。

¹ 全文は[環境委任法令の附則 II](#)を参照。

F. ESG ガバナンスの概要



クレディ・アグリコ ル・グループ	クレディ・アグリコ ル・グループ コミットメント	III. クレディ・アグリコ ル・グループ・グリーン ボンド・フレームワーク	IV. クレディ・アグリコ ルのグリーンボンド・フ レームワーク	V. 外部検証	VI. 付属資料
---------------------	--------------------------------	--	--	---------	----------

G. 議論の的となる事業活動の除外リスト(NAFコードに基づく)

セクション A: 農業・林業・漁業

01.15Z タバコの栽培

セクション B: 鉱業

05.10Z 硬炭採掘

05.20Z 亜炭鉱業

06.10Z 原油抽出

06.20Z 天然ガス抽出

セクション C: 製造

12.00Z たばこ製品の製造

19.10Z コーキング

19.20Z 石油精製

25.40Z 武器・弾薬製造

30.40Z 軍用戦闘車両の建設

46.17B 基本食品、酒類、たばこのその他の仲介業者

46.35Z たばこ製品の卸売業(企業間取引)

46.39B 基本食品、酒類、およびたばこの非専門卸売業

47.26Z 専門店によるたばこ製品の小売取引

84.22Z 防衛

92.00Z 賭博組織

クレディ・アグリコ ル・グループ	クレディ・アグリコ ル・グループ コミットメント	III. クレディ・アグリコ ル・グループ グリーン ボンド・フレームワーク	IV. クレディ・アグリコ ルのグリーンボンド・フ レームワーク	V. 外部検証	VI. 付属資料
---------------------	--------------------------------	---	--	---------	----------

H. 長期的なコミットメント

クレディ・アグリコルは、20 年以上にわたり、様々なコミットメントを通じて関与を実証してきました。



署名者:

- 国連グローバル・コンパクト (United Nations Global Compact、2003 年以降)
- 責任投資原則 (Principles for Responsible Investment、2006 年以降)
- Parenthood Charter (2019 年以降。2022 年に更新)
- Corporate diversity charter (2008 年以降)
- 責任ある調達に関する憲章 (Responsible purchasing charter、2010 年以降)
- Charter for the energy efficiency of commercial buildings (2013 年以降)
- 科学的根拠に基づく目標 (Science-Based Targets、2016 年以降)
- RE100 (2016 年以降)
- One Planet Sovereign Wealth Fund Asset Manager Initiative (2019 年以降)
- Manifesto for the Inclusion of People with Disabilities in Economic Life (2019 年以降)
- Business for Inclusive Growth (B4IG) (2019 年以降)
- 責任銀行原則 (Principles for responsible banking) および CCCA (Collective Commitment to Climate Action) (2019 年以降)
- ポセイドン原則 (2019 年以降)
- Tobacco Free Finance Pledge (2020 年以降)
- 持続可能な保険原則 (Principles for sustainable insurance、2021 年以降)
- 生物多様性のためのファイナンス協定 (Finance for Biodiversity Pledge、2021 年以降)
- ネットゼロ・バンキング・アライアンス、ネットゼロ・アセットオーナー・アライアンス、ネットゼロ・アセットマネージャー・イニシアチブ (2021 年以降)、ネットゼロ・インシュアランス・アライアンス (2022 年)
- 女性のエンパワーメント原則 (Women's Empowerment Principles、2022 年以降)



参加者:

- Call for carbon pricing at the initiative of the World Bank group (2014 年)
- モントリオール・カーボン・プレッジ (Montreal Carbon Pledge、2015 年以降)
- Paris Appeal on Climate Change (2015 年以降)
- 気候関連財務情報開示タスクフォース (Task Force on Climate Financial Disclosure、2017 年以降)
- クライメート・アクション 100+ (Climate Action 100 +、2017 年以降)
- 気候変動に関するアジア投資家グループ (AIGCC: Asia Investor Group on Climate Change、2020 年以降)
- 自然関連財務情報開示タスクフォース (TNFD : Taskforce on Nature-related Financial Disclosures、2022 年以降)



共同設立者メンバー:

- 赤道原則 (Equator Principles、2003 年以降)
- グリーンボンド原則 (2014 年以降)
- ポートフォリオ脱炭素化連合 (Portfolio Decarbonization Coalition、2014 年以降)
- 金融機関への気候行動の組み入れ (Mainstreaming Climate Action Within Financial Institutions、2015 年以降)
- Catalytic Finance Initiative (2015 年以降)
- French Business Climate Pledge (2015 年以降)
- BBCA Association (低炭素建築) (2015 年以降)
- 国際統合報告評議会 (IIRC : International Integrated Reporting、2016 年以降)
- Finance for Tomorrow (2017 年以降)

その他の役職:

- Statement on modern slavery (2017 年以降)

DISCLAIMER

The information and opinions contained in this Green Bond Framework are provided as at the date of this document and are subject to change without notice. Crédit Agricole does not assume any responsibility or obligation to update or revise any such statements, regardless of whether those statements are affected by the results of new information, future events or otherwise.

This document is not intended to be and should not be construed as providing legal or financial advice. It does not constitute or form part of, and should not be construed as, an offer or invitation to sell or any solicitation of any offer to purchase or subscribe for any securities and no part of it shall form the basis of or be relied upon in connection with any contract or commitment whatsoever and it has not been approved by any regulatory authority. Any offer of securities, if made, will be made by means of a prospectus, offering memorandum or any other legal documentation, and investors should not subscribe for any securities unless they receive such a prospectus, offering memorandum or any other legal documentation, which they should carefully review in full.

Without limiting the foregoing, this document does not constitute an offer to sell, or a solicitation of any offer to purchase or subscribe for securities in the United States or in any other jurisdictions. Notably, any securities referred to herein have not been, and will not be, registered under the Securities Act and may not be offered or sold within the United States or to, or for the account or benefit of, U.S. persons except pursuant to an exemption from, or in a transaction not subject to, the registration requirements of the Securities Act. Credit Agricole does not intend to register any portion of any offering in the United States or to conduct a public offering of securities in the United States.

This document is not intended for distribution to, or use by, any person or entity in any jurisdiction or country where such distribution or use would be contrary to law or regulation. Persons who might come into possession of it must inquire as to the existence of any restrictions applicable to them and comply with them.

This Green Bond Framework may contain forward-looking information and prospective statements that are not historical facts. None of the future projections, expectations, estimates or prospects in this Green Bond Framework should be taken as forecasts or promises nor should they be taken as implying any indication, assurance or guarantee that the assumptions on which such future projections, expectations, estimates or prospects have been prepared are correct or exhaustive or, in the case of the assumptions, fully stated in the Green Bond Framework. Crédit Agricole undertakes no obligation to update, modify or amend this Green Bond Framework or the statements contained herein to reflect actual changes in assumptions or changes in factors or to otherwise notify any addressee if any information, projection, forecast or estimate set forth herein evolves or subsequently becomes inaccurate. Forward looking information and statements are subject to various risks and uncertainties, many of which are difficult to predict and generally beyond the control of Crédit Agricole that could cause actual results and developments to differ materially from those expressed in, or implied or projected by, the forward looking information and statements. These risks and uncertainties include, but are not limited to, those discussed or identified in the annual reports and other filings with the French *Autorité des marchés financiers* made or to be made by Crédit Agricole. Crédit Agricole undertakes no obligation to publicly update its forward looking statements, whether as a result of new information, future events, or otherwise. You are cautioned not to place undue reliance on the forward-looking statements contained herein, which are made only as of the date of this document. The information contained in this Green Bond Framework does not purport to be comprehensive and has not been independently verified by any independent third party.





12, place des États-Unis - 92127 Montrouge Cedex – France

www.credit-agricole.com

